

第7回地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会
これまでの専門調査会における審議の状況(参考)

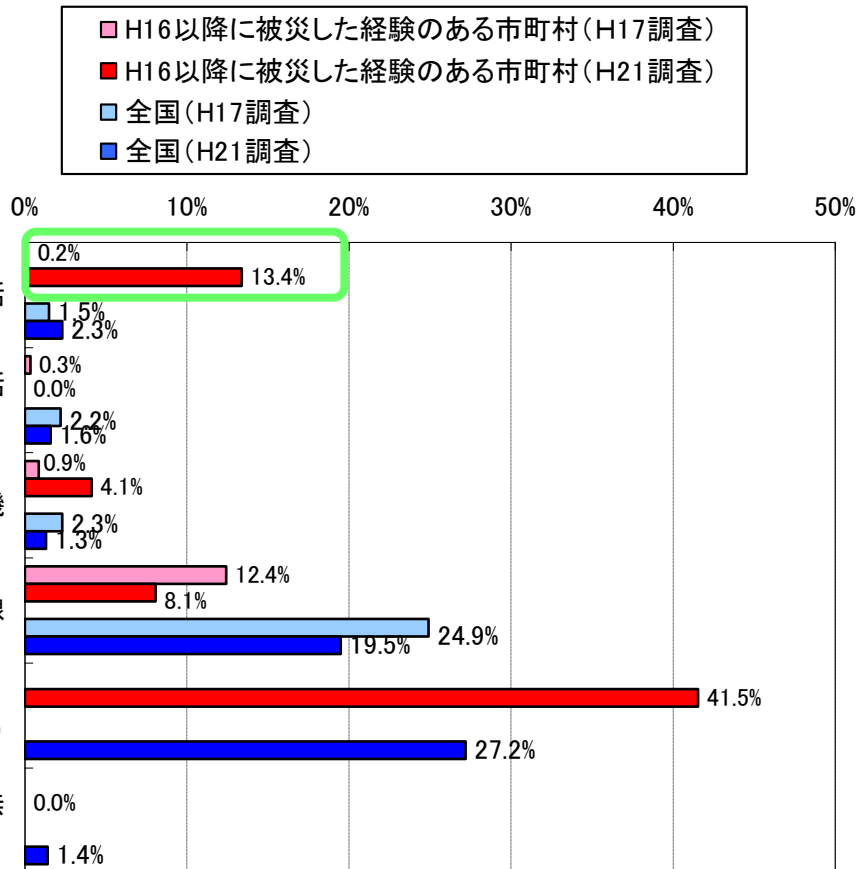
1. 孤立集落対策	1
2. 発災時の円滑な対応	18
3. ボランティア、民間企業の役割と連携	33
4. 情報発信・広報	47
5. 地震発生後の被災者の生活環境対策	68

1. 孤立集落对策

孤立集落における情報確認、伝達手段の確保

①地震の発生を前提とした通信設備の確保、運用

・平成16年以降に被災した経験のある市町村※¹の孤立可能性のある集落では、平成17年時点に比べ、平成21年時点で**衛星携帯電話の配備が進められている**。



※¹ 平成16年以降に被災した経験のある市町村

長岡市、柏崎市、小千谷市、川口町、十日町市、見附市、魚沼市、刈羽村、上越市、出雲崎町、福岡市、輪島市、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、能登町、奥州市、一関市、栗原市
(合併前の表記)

新潟県中越地震以降の地震で、震度6弱以上かつ死者が出ており、人的被害者が概ね100人以上または倒壊家屋が概ね1,000棟以上の市町村を対象

[参考]5地震の発生時期と調査時期の関係

H16(2004).10.23	①中越地震	新潟県
H17(2005).3.20	②福岡西方沖地震	福岡県
H17(2005).6.27~7.29	H17孤立集落アンケート	
H19(2007).3.25	③能登半島地震	石川県
H19(2007).7.16	④中越沖地震	新潟県
H20(2008).6.14	⑤岩手宮城内陸地震	岩手県・宮城県
H21(2009).5.14~6.30	H21孤立集落アンケート	

(中山間地等の集落散在地域における地域防災対策に関するフォローアップ調査結果を基に分析)

孤立集落における情報確認、伝達手段の確保

②市町村防災行政無線の充実化

- ・デジタル化が進められている防災行政無線の活用方法を検討する。
- ・防災行政無線の未整備地区の解消や、市町村合併に伴うシステムの再整備を進める。

デジタル化による主なメリット

1) 双方向通信

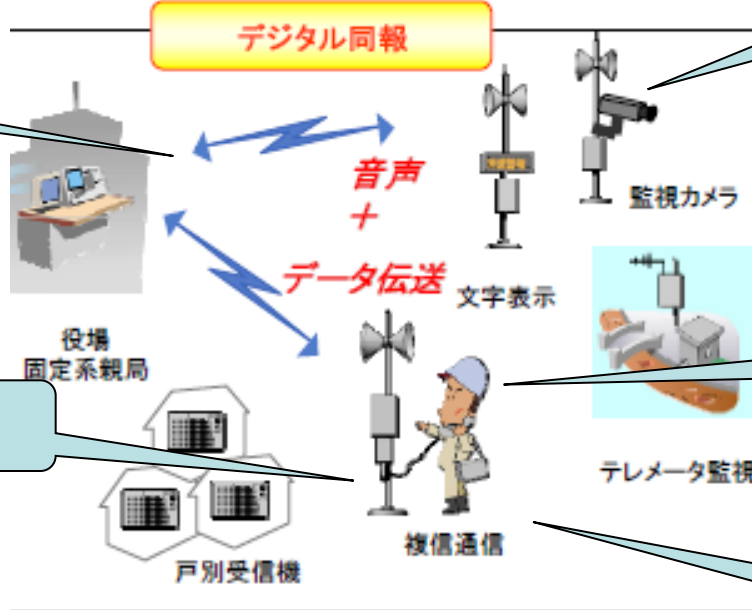
プレストーク方式※ではなく、電話のように話すことができる。

※プレストーク方式：ボタンを押している片方の人だけが話せるシステムのこと。

2) 複数チャンネル化

複数の人が同時に話すことができる。

デジタル同報



3) データ通信

音声、FAXだけでなく、データ及び準動画※の通信が可能になる。

※準動画：静止画が数秒おきに更新されるタイプの動画。

4) 明瞭な音声

雑音に強い高品質な音声で通話・放送できる。

5) 親和性

各種情報データの伝送・蓄積・加工が容易になる。

市町村防災行政無線

現在の整備率 92.2%
(平成22年3月31現在)

アナログ系 70.9%

デジタル系 21.3%

できるだけ
早期に整備

(出典：総務省「電波利用ホームページ」市町村防災無線等整備状況)

(東海総合通信局ホームページに加筆)

孤立集落における情報確認、伝達手段の確保

③地上に文字を書く等の手段の活用

・地上に文字を書く等の手段による情報伝達を検討、準備する。

静岡県内で活用されている「救援要請シート」

- 静岡県が昭和59年に配布(610集落)
- 現在は各市町で対応、県が半額補助

(静岡市の例)

○静岡市では孤立可能性のある86集落全てに配布(平成20年)

○大きさ : 5.4m×3.6m
(約12畳)

○内容 : 2種類

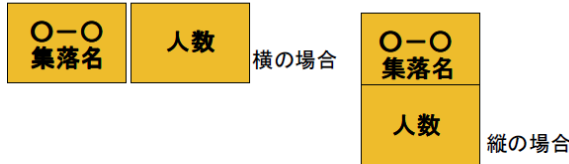
・集落名が記載されたシート
(「連合自治会ごとの番号
ー 町内会ごとの番号」を表示)

・無表示シート
(負傷者等の人数を記載)

○訓練で使用

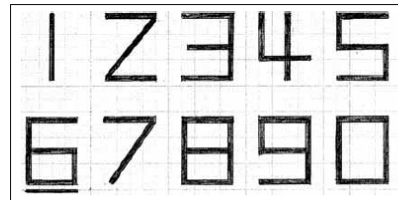
○広げる場所が決められており、ヘリコプターで巡回して搬送が必要な負傷者数を確認

- ①集落内の空地、_____に、救援表示シート2枚を広げる。
- ②救援表示シートは、下記のようにくっつけて並べる。



- ③自主防災組織で、住民の安否確認を行い、負傷者や病人を把握する。
- ④ヘリコプターの搬送が必要と思われる負傷者や病人の人数を、無地の救援表示シートに布テープ等で表示する。
布テープ以外でも、表示できれば何でも構いません。
(今までの訓練では、座布団で文字を作ったところもあります)

【注意】
文字はなるべく太く、テープを3本くらい並べて、右記の数字を参考に表示してください。



- ⑤救援表示シートの周囲に石を置くなど飛散防止をしてください。

テープ等を使って負傷者数を書き、ヘリコプターに伝える

「連合自治会ごとの番号ー町内会ごとの番号」を表示



(この集落は座布団を使用)

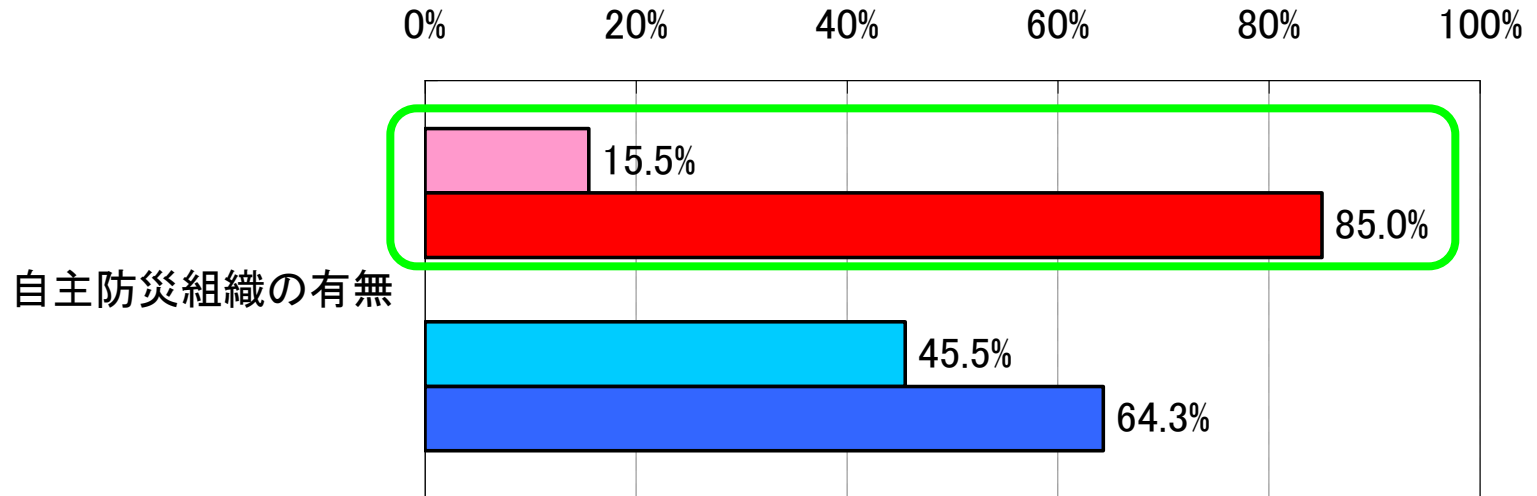


孤立集落における平時の備え

① 孤立集落における自主防災組織の組織化

・平成16年以降に被災した経験のある市町村の孤立可能性のある集落では、平成17年時点において、「自主防災組織」を有する集落が少なかったが、平成21年にかけて、大きく増加している。

- H16以降に被災した経験のある市町村(H17調査)
- H16以降に被災した経験のある市町村(H21調査)
- 全国(H17調査)
- 全国(H21調査)

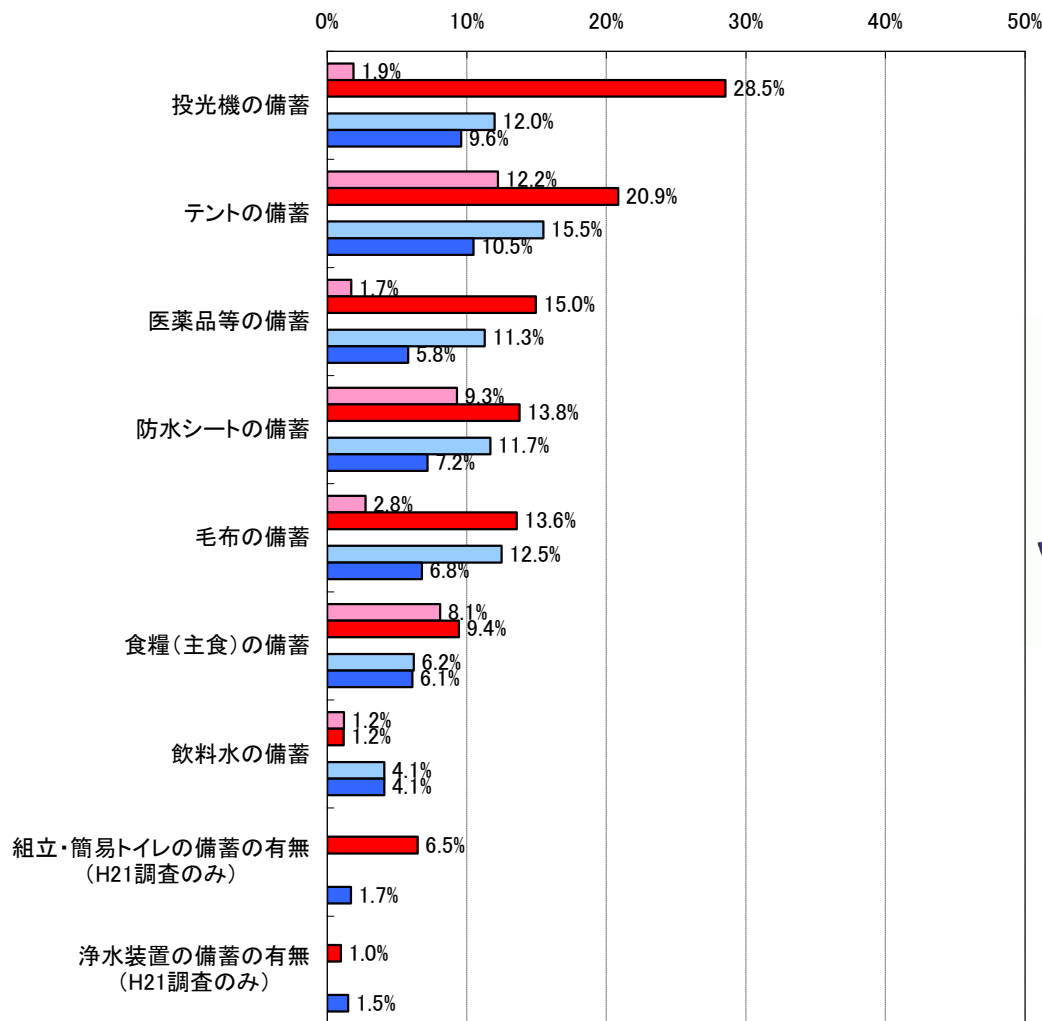


(中山間地等の集落散在地域における地域防災対策に関するフォローアップ調査結果を基に分析)

孤立集落における平時の備え

②物資の備蓄、調達体制の確保等

・平成16年以降に被災した経験のある市町村の孤立可能性のある集落では、「投光機」「テント」「医薬品」「防水シート」「毛布」の備蓄が進む傾向がある。



■ H16以降に被災した経験のある市町村 (H17調査)
■ H16以降に被災した経験のある市町村 (H21調査)
■ 全国 (H17調査)
■ 全国 (H21調査)

(投光機の場合)



(テントの場合)



(防水シートの場合)



(中山間地等の集落散在地域における地域防災対策に関するフォローアップ調査結果を基に分析)

孤立集落における平時の備え

③孤立集落のニーズ把握、物資供給の手段としてのバイク等の確保

- ・静岡市では職員で構成される**オフロードバイク隊**が結成され、災害発生から即時にバイクで市内を回り、情報収集等を実施する。

静岡市オフロードバイク隊の活動内容

- ・静岡市職員で構成され、防災課兼務または併任。(平常時は別の課に所属)
- ・構成人数は、発足時(平成8年度)24人、現在は35人。バイクは40台保有。
- ・駿河湾を震源とする地震(平成21年)時は、国道の通行状況などの確認に従事。
- ・平成13年4月に静岡市内で震度5を記録した地震では、約3時間で市内の道路状況を把握。
- ・平成16年7月の台風による水害では、床上浸水の被害状況を無線で伝達。

(出典: 静岡市ホームページ及びヒアリングによる)



訓練の様子

(静岡市提供)

その他のバイク隊の事例

- ・オフロードバイク隊は、他の市町や消防署、消防団での結成事例もある。

(東京消防庁、埼玉県日高市、静岡県三島市、静岡県川根本町)



(東京消防庁)



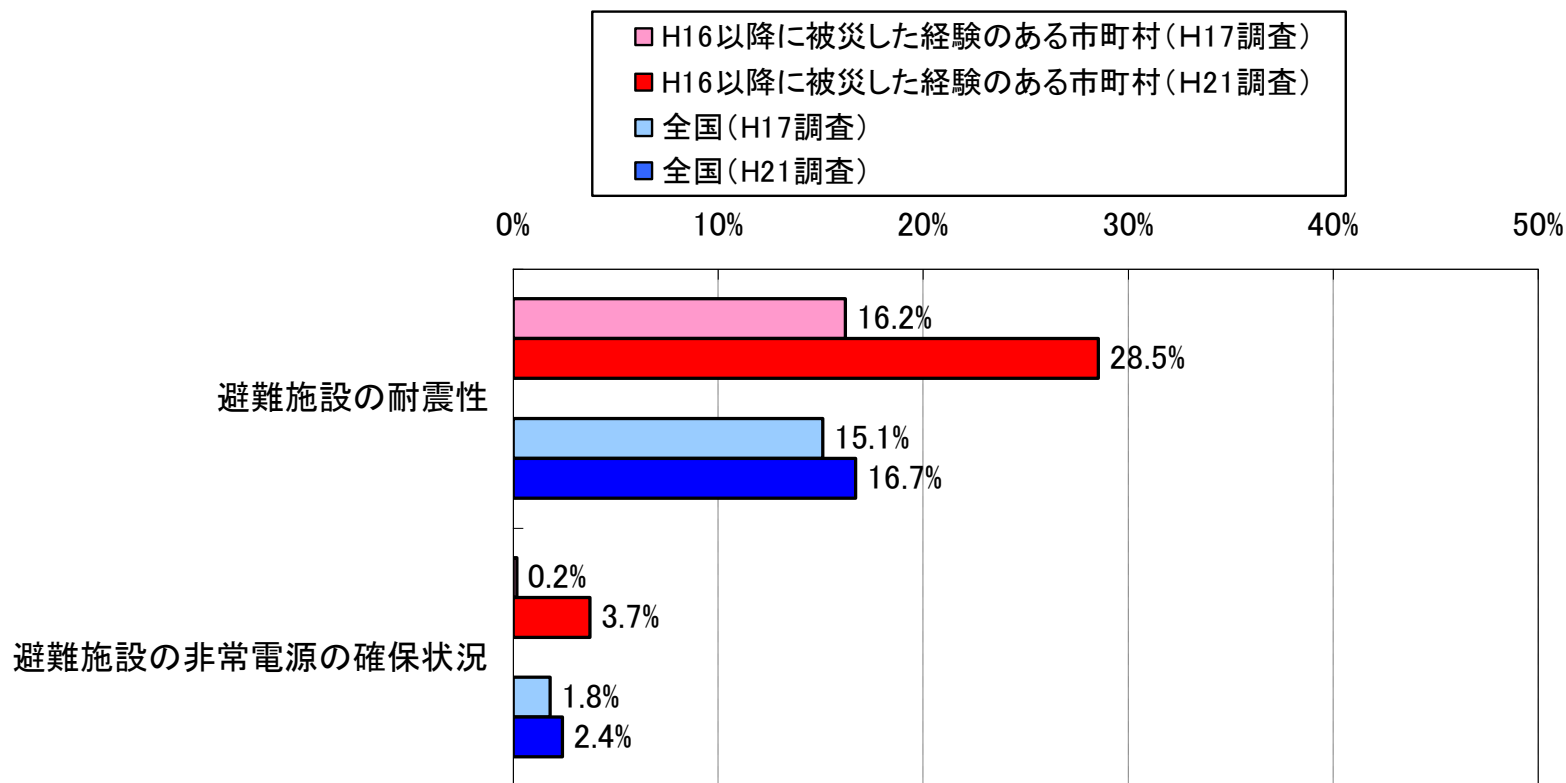
(埼玉県日高市消防団)

孤立集落における平時の備え

④ 孤立可能性のある集落における避難施設の確保と耐震化

・平成16年以降に被災した経験のある市町村の孤立可能性のある集落では、平成17年時点に比べ、**避難施設の耐震化が進められている**。

※新潟県十日町市では、平成20年度から学校施設の耐震補強工事に着手しているほか、公民館等についても耐震化を進め、地域の避難施設の確保を図っている。



(中山間地等の集落散在地域における地域防災対策に関するフォローアップ調査結果を基に分析)

的確なヘリコプターの利用

①ヘリポートの整備、ヘリコプター離着陸適地等のリストアップ

- ・救助・避難等のためのヘリポートの整備を進める必要がある。
- ・災害時に緊急に離着陸を行うためのヘリコプター離着陸適地等のリストアップを行う必要がある。

ヘリコプター場外離着陸場(臨時ヘリポート)の必要条件

○場外離着陸場とは、空港等以外で航空機の離着陸を行う場所をいい、航空法第79条のただし書きにおいて申請し、許可されるものである。

【航空法第79条(離着陸の場所)】

航空機は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

○場外離着陸場の基準は、その飛行目的と離着陸場所により異なる。分類は以下のとおりである。

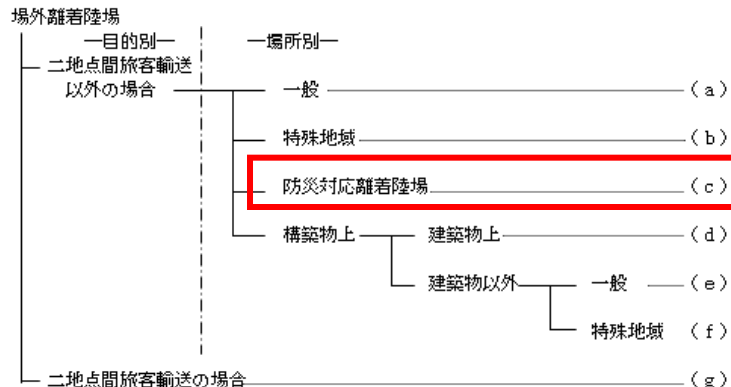


図 場外離着陸場基準の種類

○災害時に緊急に離着陸を行うことについては、同法第81条の2及び同法施行規則第176条において、上記の第79条によらず可能である。

【航空法第81条の2(搜索又は救助のための特例)】

前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し搜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

【航空法施行規則第176条(搜索又は救助のための特例)】
法第八十一条の二の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- 一 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であつて搜索又は救助を任務とするもの
- 二 前号に掲げる機関の依頼又は通報により搜索又は救助を行なう航空機

的確なヘリコプターの利用

②航空燃料補給体制の確保

- ・ 臨時ヘリポートに燃料を搬送するために、**燃料の供給業者と連携**することが有効と考えられる。

※岩手・宮城内陸地震(平成20年)の際、宮城県では、防災ヘリコプター基地地下タンクから航空燃料をドラム缶に移し替え、トラックにより栗原市内の臨時ヘリポートへ搬送したほか、航空燃料取り扱い業者による搬送確保体制を発災当時夕方までに確立した。活動開始から6月30日までの臨時ヘリポートに搬送した燃料は**33.2kℓ(ドラム缶166本分)**であった。

注)ローリー車での輸送は効率的だが、ヘリコプターに給油する際にドラム缶に移し変える必要があるため、ドラム缶で輸送を行うことを業者とも確認していた。

(出典:宮城県消防課「ヘリコプター災害対応活動報告書」及びヒアリングによる)



築館臨時ヘリポートにおけるドラム缶からの給油作業

(宮城県提供)

的確なヘリコプターの利用

③航空機地上支援要員の確保

- ・地上での支援要員の確保が必要なため、ヘリコプター部隊の経験者等を活用する仕組みを検討する。

※岩手・宮城内陸地震の際、宮城県防災航空隊では、地上での支援要員が不足したため、OB職員に派遣要請を行って確保した。(仙台市内の航空隊事務所2名、築館運動公園臨時ヘリポート1名)

(出典:宮城県「平成20年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」)

※岩手・宮城内陸地震で使用された臨時ヘリポートの中には、地上支援要員が配置できなかった場所もあり、確保体制を確立することの必要性も指摘されている。

(出典:宮城県消防課「ヘリコプター災害対応活動報告書」)

支援員制度の活用

- 宮城県防災航空隊では、災害時等において同隊のOB職員を支援員として確保する制度を設立している。
- 同隊脱退後6年間、支援員として可能な範囲で災害応急活動に参加することをOB職員にお願いしている。

(出典:ヒアリングより)



航空隊事務所での活動の様子



臨時ヘリポートでの誘導の様子

(宮城県提供)

的確なヘリコプターの利用

④ヘリコプター運用調整等

- ・複数機関のヘリコプターが同時に活動する場合、飛行管制や機関相互のヘリコプターの運用等を調整する場を設置する。
- ・救助・救急活動時におけるヘリコプター活動の留意点について、各機関で検討し、把握しておく。

宮城県「ヘリコプター運用会議」の活動状況

※岩手・宮城内陸地震（平成20年）の際、宮城県では、ヘリコプター運用調整班を宮城県庁内（後に栗原市役所内）に設置した。



ヘリコプター運用調整班（栗原市）

ヘリコプター運用調整班参加機関

- (1) 陸上自衛隊
- (2) 航空自衛隊
- (3) 国土交通省東北地方整備局
- (4) 第二管区海上保安本部
- (5) 仙台消防局
- (6) 警察機関（秋田県、山形県、新潟県、神奈川県、山梨県、宮城県、警視庁）
- (7) 都道府県（秋田県、山形県、福島県、新潟県、群馬県、埼玉県、東京都、石川県、富山県、山梨県、宮城県）

ヘリコプター運用調整班の活動内容

- (1) 参画機関に対して、①参画ヘリの活動状況、②運用調整班の調整による災害対策活動等への参画の可否、③調整ヘリの装備・活動可能内容等を把握
- (2) 被災市町村に対して、ヘリコプターによる災害対策活動等の必要の有無を調査
- (3) 調整ヘリの①配置、②活動拠点の調整、③燃料補給体制の調整、④参画ヘリの活動に必要な地上活動の支援の調整
- (4) サイレントタイム（下敷きになった被災者を捜すため、ヘリコプターの使用を控える時間）実施の検討
- (5) 安全運航確保のための航空交通情報の発出の検討
- (6) 航空交通情報の提供エリア、提供方法の検討
- (7) ノータム（航空路や特定の地域での危険要因の存在を操縦士に警告する情報）発出の検討
- (8) ヘリコプターの災害対策活動等に関連する情報収集及び提供
- (9) その他ヘリコプター等の効率的な運用及び安全の確保のため必要な事項に関すること

（出典：宮城県「平成20年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」）

土砂災害への対応

①土砂災害の専門家との連携

- ・災害発生時において可能な限り**迅速に専門家の協力が得られる体制を確保**する。

新潟県長岡市妙見町の土砂崩れ現場における対応例

※新潟県中越地震では、国土交通省国土技術政策総合研究所、(独)土木研究所・新潟試験所からの砂防専門家、さらに国土交通省砂防部、(独)土木研究所、新潟県砂防ボランティア等よりなる「土砂災害対策緊急支援チーム」が派遣され、土砂崩れ現場における危険度判定、救助隊の進入ルートの検討等を行っている。



レスキュー隊の安全を確認する(独)土木研究所の専門家

(出典: 関東地方整備局HP)

土砂災害への対応

②天然ダムの早期発見のための調査体制の確保

・天然ダムの発見は、**早期に専門家を現地に派遣し、ヘリコプターを確保して調査する必要がある。**



土砂災害への対応

③天然ダムの監視、情報伝達体制の確保

・河道閉塞箇所状況を正確に把握し、迅速に警戒避難を実施するための**臨時の観測体制**を整備する。

岩手・宮城内陸地震時における河道閉塞の監視項目、手法、観測機器

	監視の目的	監視項目	手法・観測機器	対応内容と課題
①	河道閉塞全体状況の監視・把握	・閉塞部 ・湛水部 ・崩壊部	・目視判読、監視カメラ	・ヘリによる定期的な監視を実施。 ・全体状況が把握出来るような監視カメラの設置が困難であった。
②	湛水位の監視	・湛水位	・水位標、水位計、地上測量	・水位計による監視を実施。 ・湛水位の把握に投下型水位計を使用したが、事前の準備が無く時間を要した。
③	湛水部への流入流量の把握	・流量 ・湛水位 ・雨量	・流速計、浮子、監視カメラ ・水位標、水位計、地上観測 ・雨量計	・LPデータを活用してH-V曲線を作成し、水位データまたは目視から流入流量を把握した。
④	河道閉塞部の監視	・浸食速度・量 ・変状	・目視判読、監視カメラ ・地上測量(地上型レーザスキャナ、トータルステーション、簡易レーザ)	・ヘリによる定期的な監視を実施。 ・全体状況が把握出来るような監視カメラの設置が困難であった。
⑤	閉塞部からの流入流量の把握	・流量	・流速計、浮子、監視カメラ ・水位標、水位計、地上観測	・天然ダム直下流で水位監視ができなかった。
⑥	崩壊部の状況の監視	・二次崩壊の前兆現象 ・斜面変位	・目視判読 ・地表伸縮計、地上測量	・市野々原、湯ノ倉地区では伸縮計を設置したが変状は見られなかった。 ・その他の箇所においては目視により観測を行った。
⑦	閉塞部決壊による土石流発生監視	・土石流の発生	・ワイヤーセンサー、震動センサー ・目視判読、監視カメラ	・ワイヤーセンサーを中心に観測を実施。 ・誤作動への対応が必要



(緊急水位観測システム)

※網掛け部分は特に重要な監視項目

(出典:国土交通省「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」)

土砂災害への対応

④警戒・避難体制の確立

- ・水位が上昇した場合に、迅速に警戒避難を実施するための**避難勧告の発令基準等**を整備する。

岩手・宮城内陸地震時における土砂災害対策技術検討委員会

- 岩手・宮城内陸地震では、「土砂災害対策技術検討委員会」を設置し、シミュレーションの結果等から発令基準の方針を検討している。

岩手県 奥州市 市長	相原 正明
岩手県 一関市 市長	浅井 東兵衛
岩手大学 農学部 共生環境課程 准教授	井良沢 道也
岩手県立大学 総合政策学部 准教授	牛山 素行
国土技術政策総合研究所 危機管理技術センター 砂防研究室 室長	小山内 信智
東北大学大学院 環境科学研究科 准教授	風間 聡
東北大学大学院 工学研究科 教授	風間 基樹
宮城県 栗原市 市長	佐藤 勇
岩手大学 名誉教授 前学長	平山 健一
独立行政法人 森林総合研究所 水土保持研究領域 領域長	松浦 純生
東北学院大学 教養学部 地域構想学科 教授	宮城 豊彦

迫川流域における警戒避難体制(融雪期の基準H21.3.1)

レベル	内容	発令基準
1	監視強化 住民への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度4以上の地震が発生した場合 ・ 気象庁が「大雨注意報」を発表した場合
2	避難開始 【避難勧告等】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が「大雨警報」を発表した場合 ・ 温湯水位が1.5mを観測した場合
	一時帰宅中止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が「大雨警報」を発表した場合 ・ 気象庁が「大雪警報」を発表した場合 ・ 気象庁が「融雪注意報」を発表した場合
3	緊急避難発令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視カメラ画像等により、上流の河道閉塞箇所等の大規模な挙動が発生した場合(土石流発生 等)

(出典:宮城県土砂災害対策技術検討委員会HP)

(<http://www.pref.miyagi.jp/sabomizusi/H20.6.14zishin/kentoukai/kentoukai.htm>)

土砂災害への対応

⑤ 平時からの住民への情報提供と避難訓練

- ・河道閉塞箇所が決壊に備え、監視体制の構築を踏まえた避難体制を整えておく必要がある

新潟県中越地震時の魚沼市における避難勧告、訓練

- 新潟県中越地震では、新潟県魚沼市において、ワイヤセンサー等の監視体制と、警報発令機をつないだシステムを構築し、避難訓練を実施した。

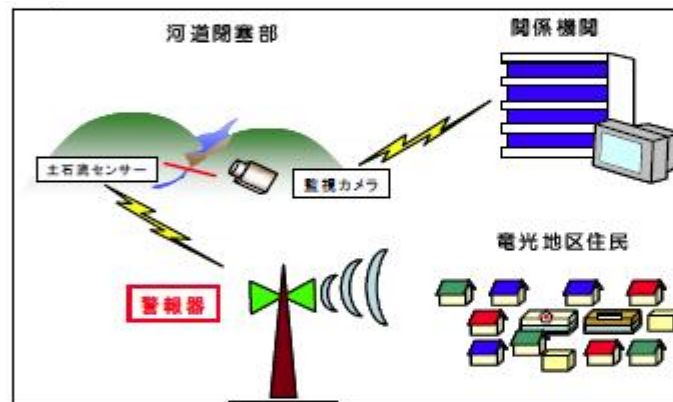
(取り組み内容)

- ・避難勧告により、避難していた魚沼市竜光地区の避難所で、行政職員が、河道閉塞に伴う危険性を繰り返し説明した。
- ・避難勧告が解除され、自宅に戻った後、ワイヤセンサーが切れた設定で訓練を実施し、住民が避難を実施した。

(出典: 内閣府「地方都市等における地震防災対策に関する検討業務」報告書)

避難情報の伝達イメージ

(上流の河道閉塞箇所でセンサーが反応すると、連動して下流域で警報が発令され、竜光地区の住民に伝達される仕組み)



(出典: 国土交通省「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」第1回資料)

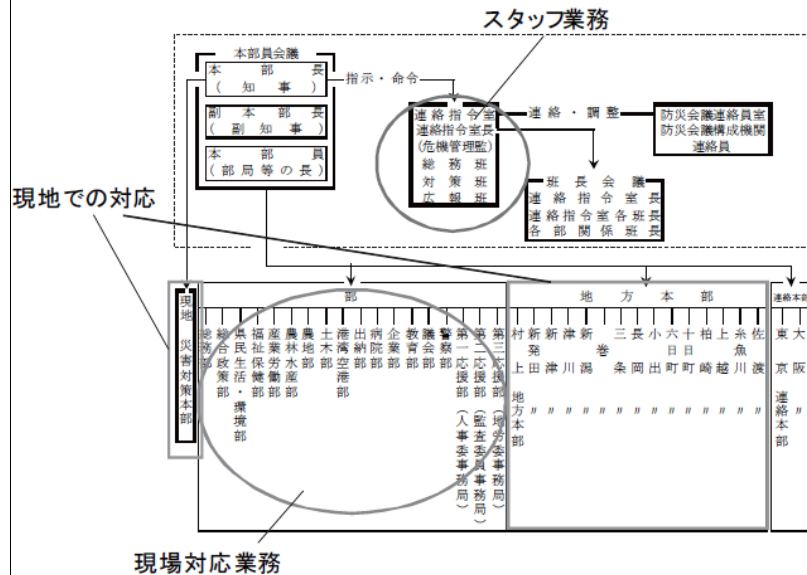
2. 発災時の円滑な対応

市町村の対応力強化

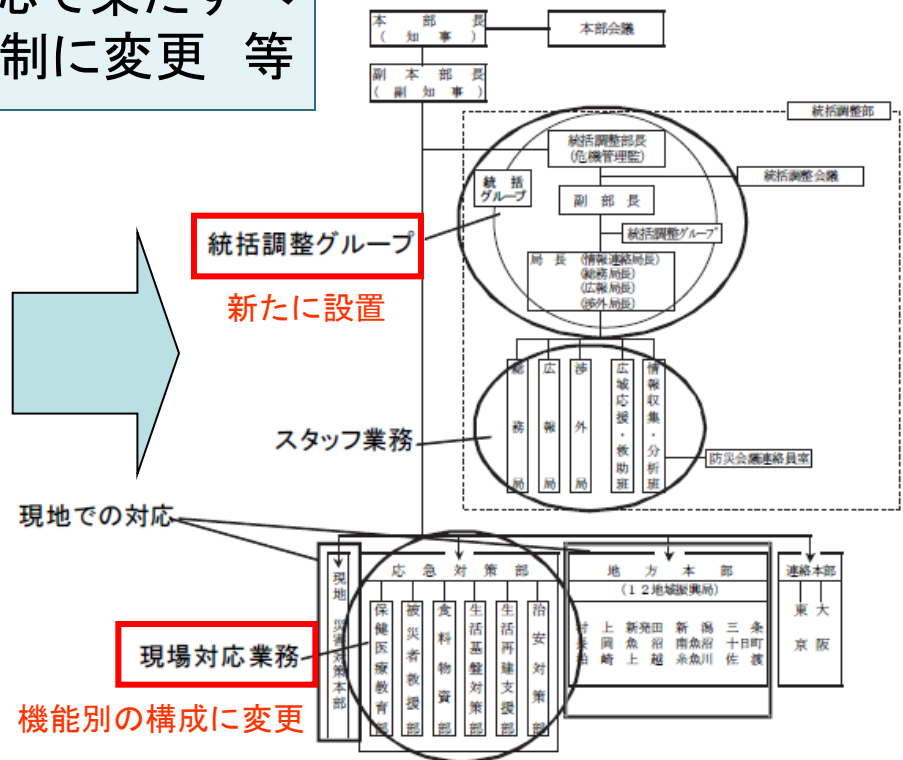
a) 対策本部の組織体制

■新潟県では、新潟県中越地震時の課題を踏まえ、体制を見直した。

- 統括調整部、統括調整グループを設置
- 現場対応業務について災害対応で果たすべき機能別による部・班体制に変更 等



新潟県中越地震（平成16年）時の体制



新潟県中越沖地震（平成19年）時の体制

出典：「新潟県中越沖地震検証報告書」、新潟大学災害復興科学センター

市町村の対応力強化

b) 業務継続計画の策定・運用の推進

- 災害時には、非常に短い時間の間に大量の業務が発生し、限られた数の職員で処理しなければならない。
- 優先的に実施する業務を明確にしておくとともに、その業務を実施するための業務資源を確保しておく必要がある。



- 平時に業務継続計画を策定し、優先業務の選定、業務資源の確保等を進めていく必要がある。



図「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」の構成について

出典：内閣府(防災担当)HP「地方公共団体の業務継続」
http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomukeizoku_chihou/index.html

市町村の対応力強化

c) スキル・ノウハウの継承

スキル・ノウハウを効果的に継承していく取組みとして以下が有効。

- ① 次に起こる災害に備え、災害対応の記録を体系的に残していくこと。
- ② 専門的機関が実施する研修への積極的な参加及び資格取得。
- ③ 他の市町村の災害応援を経験することにより、自らのスキルアップやノウハウの蓄積につなげる。

アフターアクションレポートの作成

- 被災市町村において、単なる災害対応の記録ではなく、**実活動を通じて得た知見・教訓を有効活用するための、対応記録(AAR;アフターアクションレポート)をまとめる取組みが見られるようになってきた。**

【新潟県中越地震、長岡市】

【新潟県中越沖地震、新潟大学災害復興科学センター】

長岡市のアフターアクションレポート→

出典：「災害の検証」、長岡市

災害の検証

▶▶被災体験・災害対応体験を生かして

《検証の枠組み》

- ・阪神・淡路大震災を踏まえ、長岡市では、防災体制の見直しを行い、地震対策の充実を図っている。しかし、新潟県中越地震では、大規模な余震の長期化、全国からの救援の受け入れ、積雪期を目前とした応急対応など、様々な課題のあることが明らかとなった。
- ・本検証では、新潟県中越地震固有の課題となった事項に加え、平成16年、平成17年の水害の経験も踏まえ、今後の市の防災体制に関する課題と考えられる事項を中心に実態と課題を検討することとした。
- ・検証に際しては、市民、企業・諸団体、市議員の声を収集し、被災体験・災害対応体験を生かすことに留意した。

活動別災害対応の検証と教訓抽出		
項目	内容	頁
① 情報・本部運営	災害対策本部の初動、被害状況の把握、情報の整理・共有、広報	5
② 避難への対応	避難の勧告・指示、避難準備情報、避難施設、避難所の開設・運営、緊急医療	25
③ 食糧・物資の供給	輸送、受入・配送、配布	59
④ 災害時要援護者対応	安否確認・緊急入所・避難所対応、外国人、乳幼児	69
⑤ 生活再建の支援	被害認定、生活・住宅再建、義援金	85
⑥ 地盤災害への対応	道路被害、土砂災害、被災宅地	105
⑦ 積雪期の地震対応	積雪期までの応急措置、地震後豪雪への対応	113
⑧ 合併への対応	情報、支所への支援、支所の特性	119
⑨ 広域的連携	広域応援・受入	123

市町村の対応力強化

d) 自助・共助の推進

地域における対応力向上には、公助だけでなく、自助・共助の面からの取り組みも不可欠である。

- 高齡化・過疎化が進む地方都市では、災害時における共助による助け合いをよりいっそう進めなければならない。
 - 自主防災組織等による活動の活発化。
 - 地域の職員OBや土木・建築事業者等を災害時の協力者として確保**できれば、地方都市にとっては大きな武器となる。
- 人員不足が深刻な地方都市においては、避難所運営に割り当てる職員数にも限界があり、より効率的・効果的な避難所運営の方法を検討することが必要。
 - 平素の普及啓発や避難所運営訓練等を通じて、**地域による避難所の自主運営の考え方の浸透を図る**ことが有効と考えられる。

連携体制の整備

a) 関係機関の連携による支援体制

関係機関が市町村に対して行う支援内容の4分類

- ① 国や県による現地本部等の設置、合同会議の開催等
- ② 専門のスキルを必要とする技術的支援
- ③ 過去の被災経験やノウハウを活用した支援
- ④ マンパワー不足を補うための人的支援

■ 地方都市で発生した5地震における国・県・市町村の本部設置状況：

地震	発生日月日	国		県		主要市町村			
		現地連絡対策室、 現地連絡調整室	災害対策本部	災害対策本部	現地本部	災害対策本部	災害対策本部		
①新潟 県中越 地震	H16(2004)年 10/23(土) 17:56	新潟県庁 内	10/23 ～12/3 (10/25に現 地連絡調整 室を現地支 援対策室に 格上げし、 人員を倍 増)	新潟県庁	10/23 ～H20/4/4 (3年5ヶ月余)	なし	—	長岡市	10/23/18:30 ～H20/3/31
②福岡 県西方 沖地震	H17(2005)年 3/20(日・祝) 10:53	なし	—	—	—	—	—	福岡市	3/20 ～5/31
③能登 半島地 震	H19(2007)年 3/25(日) 9:41	輪島市役 所内	3/25 ～4/24	石川県庁	3/25 ～H20/6/6 (1年3ヶ月)	輪島市奥能登総合事務 所内に県現地災害対策 本部設置。 3/28に輪島市役所内に 移設。	3/25 ～4/24	輪島市	3/25/10:10 ～H20/6/6
④新潟 県中越 沖地震	H19(2007)年 7/16(月・祝) 10:13	柏崎市役 所内	7/16 ～8/10	新潟県庁	7/16 ～H21/10/15 (2年3ヶ月)	柏崎市役所内に新潟県 現地災害対策本部設置 するとともに、刈羽村 役場内にも現地駐在員 を配置。	7/16/21:50 ～8/10	柏崎市	7/16/10:53～ H21/9/30
⑤岩 手・宮 城内陸 地震	H20(2008)年 6/14(土) 8:43	栗原市役 所内	6/14 ～7/14	宮城県庁	6/14 ～7/1	現地災害対策本部は設 置せず、6/16から栗原 市役所内に現地復旧対 策情報連絡員本部を設 置。	6/16 ～7/1	栗原市	6/14 ～継続中
				岩手県庁	6/14 ～7/15	なし	—	奥州市	6/14/9:10 ～9/19

国の現地組織は、被災地方公
共団体の要請に基づいて設置
するものではなく、国が発災
後直ちに情報収集を実施し、
状況に応じて判断するものと
されている。

出典：大規模災害発生時における国の被災地応急支援の
あり方検討会報告書

連携体制の整備

b) 市町村の受援力の強化

■ 受入れ側としての被災市町村の備え、受援力の強化

国の現地組織は、県・市町村に代わり霞ヶ関へ必要な要請を迅速に行うこと、また、法制度の適用認定に関する市町村におけるノウハウ不足を補うこと等の役割を担っている。

国の現地組織受入のメリットを最大限活用するため、被災市町村において求められる事項は以下の通り。

- 受入担当の設置
- スペースの確保(各種会議の開催場所、定期的な広報活動・報道機関専用のスペース等)
- 最低限の備品の確保への協力(電話、ファクシミリ、コピー機、事務用品等)

※ ただし、国は現地組織の開設・運営にあたり、極力被災都道府県に負担をかけないものとされる。

出典：大規模災害発生時における国の被災地応急支援のあり方検討会報告書

連携体制の整備

c) 応援協定の締結

■ 県外自治体との相互応援協定

- 応急危険度判定、避難住民の健康管理など様々な分野で、県外の多くの自治体から応援を受けた。【能登半島沖地震、石川県】

- 市町村の備えとしても、様々な関係先との協定締結を進め、災害時に有効に機能するよう、平素から定期的な会合を持つことが重要。
- 同時被災可能性の低い市町村間の相互協定なども、検討しておくことが重要。

■ 姉妹都市協定に基づく応援例

- 福井県高浜町が石川県志賀町に対し、給水車1台、ペットボトル1440本、毛布60枚等を応援【能登半島沖地震、志賀町】

出典：福井県HP、<http://info.pref.fukui.jp/bousai/data/108/latest/index2.html>

- 埼玉県新座市が新潟県十日町市（旧中里村）から透析患者を受け入れ【新潟県中越地震、十日町市（旧中里村）】

出典：新座市HP、<http://www.city.niiza.lg.jp/03intro/twin/nakasato/tohkamachi.php>

能登半島地震
各県・市からの応援状況（消防、警察関係を除く）

応援内容	応援県・市
被災建築物応急危険度判定	富山県、福井県
応急給水	長岡市、富山市、高岡市、射水市、福井市、名古屋市
下水道処理施設調査、応急対応	富山県、名古屋市
農地の現地測量など	新潟県、富山県、福井県
避難住民の健康管理、在宅被災者の家庭訪問など	新潟県、富山県、福井県、新潟市
心のケアチーム派遣	青森県、静岡県、兵庫県、和歌山県
子どもの心のケアチーム派遣	新潟県、山梨県、愛知県、三重県、兵庫県
災害廃棄物運搬	高岡市、福井市、名古屋市

出典：能登半島地震災害記録誌、石川県

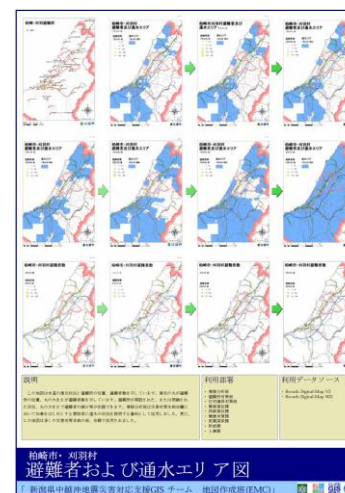
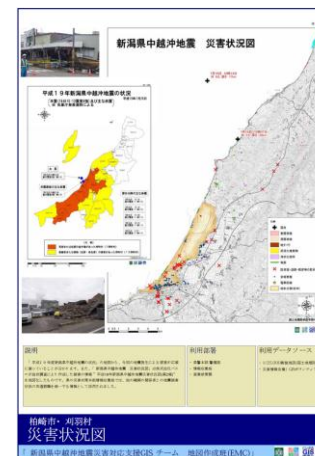
情報共有のしくみの整備

b) 情報共有システムの整備・活用

■ GISを活用した復旧状況把握

【新潟県中越沖地震、新潟県】

- 新潟県知事の要請を受け、京都大学防災研究所、新潟大学災害復興科学センター、にいがたGIS協議会、名古屋大学災害対策室、横浜国立大学環境情報学部等により「新潟県中越沖地震災害対応支援GISチーム」が組織された。
- 同チームが運営する地図作成班は、被災状況や復旧状況に関するおよそ200種類の電子地図を作成。企業等から無償で提供された資機材やソフトを活用し、延べ275人に及ぶボランティアにより実施された。
- 地図は、災害対策本部会議での説明に使用され、本部内での状況認識の統一や共有に役立った。また、現地調査で使用されたほか、一部はホームページで公開され、県民へのわかりやすい情報発信にも活用された。



上：災害状況図

下：避難者及び通水エリア図

震災廃棄物対策

①廃棄物発生量の見積もり

震災によりどの程度の災害廃棄物が発生するかをあらかじめ予測することは、がれきの仮置き場の設定、処理・処分計画の作成の検討を行うのに必要となる基礎的な資料となるため、地域特性を考慮した上での廃棄物発生量の見積もりを事前に行うことが望ましい。

廃棄物発生量の推定と発生量原単位

静岡県では、東海地震発生時における建物倒壊・火災等による瓦礫発生量及び地震後の発生量について下記の想定フローに則り推定している。廃棄物発生量原単位は、高月ら（1995）及び島岡（1995）によって行われた解体廃棄物発生量原単位の調査結果を基に設定している。

地震動・液状化、火災、山崖崩れ、津波、宅地造成地被害による建物倒壊・焼失による躯体残骸物の瓦礫発生量は下記の基本法式で推定可能

躯体残骸物量

$$= (\text{木造建物の大破棟数} + 0.5 \times \text{中破棟数}) \times \text{木造 1 棟 当たり原単位重量} + (\text{非木造建物の大破棟数} + 0.5 \times \text{中破棟数}) \times \text{非木造 1 棟 当たり原単位重量} + \text{木造建物 焼失棟数} \times \text{焼失建物 1 棟 当たり原単位重量}$$

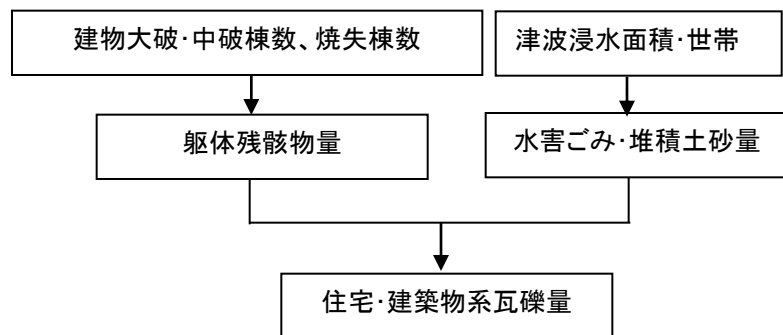


表 被害想定手法における災害廃棄物発生量原単位

被害要因	床面積当たり災害廃棄物重量 (ト/m ²)
木造	0.6
非木造	1.0
火災による焼失	0.23

図 瓦礫発生量の想定フロー

震災廃棄物対策

②ごみ排出時の分別と収集

「片付け優先型」と「リサイクル優先型」の2パターンに分類できるが、災害規模が大きくなればなるほど「片付け優先型」にシフトせざるを得なくなる。双方のメリットとデメリットを考慮した意思決定が求められる。

表 災害廃棄物処理事業の形態的特徴の分類

タイプ	片付け優先型	リサイクル優先型
概要	被災地からの撤去を優先し、仮置き場へ一旦排出した後、中間処理施設や最終処分場で処理・処分を行う。	発生現場(被災地)での分別作業に加え、仮置き場でも分別作業を実施し、 <u>できるだけリサイクル処理施設での受け入れを図る。</u>
主なメリット	<ul style="list-style-type: none">被災地の応急・復旧活動が円滑になる被災地の廃棄物による<u>二次災害を軽減</u>できる	<ul style="list-style-type: none">リサイクル率が上がり環境負荷が軽減する最終処分場の延命化が図れる廃棄物処理にかかる総費用を抑えられる
主な取り組み事例	発災後3週間は通常7分別となっているゴミ回収を、燃やすゴミ、燃やさないゴミ、粗大ゴミの3区分と区分を減らし無料で毎日収集した。(新潟県中越地震、長岡市)	資源ごみとして分別された空き缶、ガラスとびん、ペットボトル、EPS、その他のプラスチック、新聞紙、雑誌、段ボール、草・剪定枝は地震後も通常通り(週1回収、紙類は月1回の回収)とした。また一時集積場を設置し、リサイクル化を重視したうえで極力埋立ごみが発生しないよう分別処理を行った。(新潟県中越沖地震、刈羽村)
考慮事項	無料収集は迅速な撤去に寄与するが、リサイクル家電の「 <u>便乗ゴミ</u> 」を誘発する可能性がある。	処理能力に合わせた排出抑制や時間をかけた分別作業が、結果として仮置き場の長期利用につながり環境負荷増大となる可能性がある。

出典：災害廃棄物処理に関する現状と課題 都市清掃 Vol. 61, No281及びヒアリング結果をもとに整理

震災廃棄物対策

③仮置き場の確保

処理しきれない災害廃棄物を一時的に保管するため、仮置き場を確保することが必要である。また、事前に発生量や地域の状況等を考慮し、仮置き場の候補地をあらかじめ検討しておくことが重要である。

仮置き場の確保

平成19年（2007年）新潟県中越沖地震において、柏崎市はエコグリーン柏崎夏渡^{なつわた}（図1）及び民有地である宝町^{たからまち}のコマツ工場跡地（図2）を災害廃棄物（不燃ごみ）の仮置き場として使用した。刈羽村では大字^{あぶらでん}油田にある民有地を借用して家屋解体廃棄物の仮置き場と使用した（図3）。



図1 エコグリーン柏崎夏渡

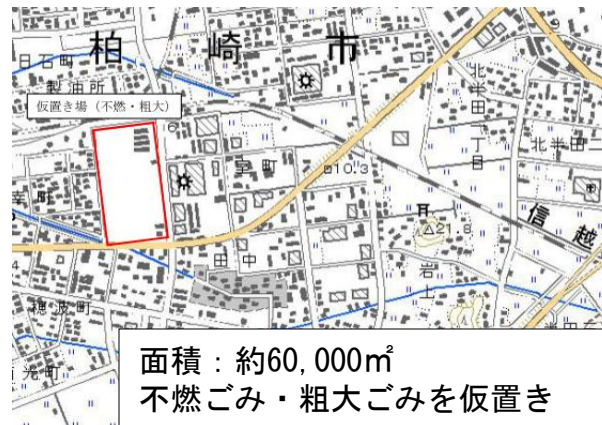


図2 柏崎市宝町コマツ工場跡地

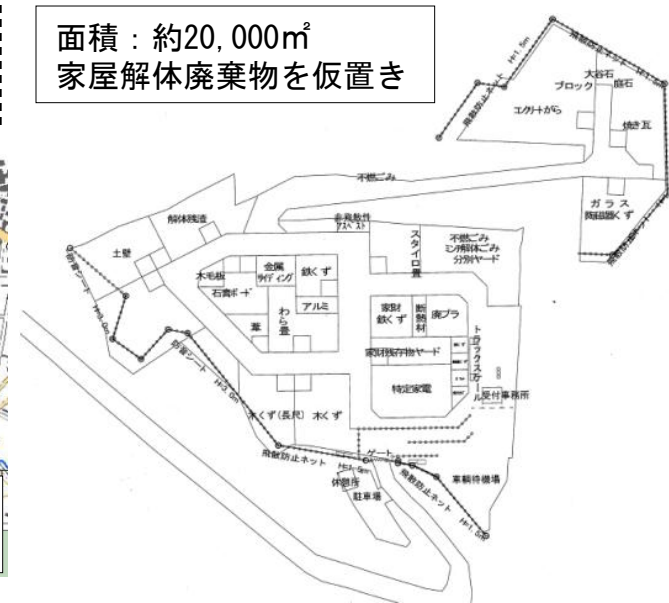


図3 刈羽村震災廃棄物集積場利用計画

出典：2007年 新潟県中越地震における災害廃棄物の現地調査報告 日本応用地質学会

震災廃棄物対策

④震災時の相互協力体制の整備

応援協定に基づく対応状況

新潟県中越沖地震では、周辺自治体との事前の協定締結により、他自治体への支援要請と要請に基づく支援が3日以内に開始された。

表 支援体制構築に関する対応状況（柏崎市）

		平常時	発災（平成19年7月16日）	24時間	3日	1週間	3週間	3ヶ月
行動内容	柏崎市	○県・市町村災害廃棄物処理応援協定締結（平成18年10月）	○情報収集	○生活系ごみの収集開始（燃やすごみのみ） ○仮置き場の選定・開設 ○他自治体への支援要請	○民間団体への支援要請（協定なし） ○民間業者と委託契約 ○市民にチラシ配布	○市広報・HPに掲載 ○市民相談窓口の設置（市役所）		
	新潟県	○県・市町村災害廃棄物処理応援協定締結（平成18年10月）	○情報収集	○県内自治体の資機材・処理施設調査 ○他自治体への支援要請	○柏崎市に職員派遣（2人） ○市町村への処理方針の通知 ○民間団体（廃棄物関係4団体）への支援要請 ○民間業者のリストアップ	○市町村への処理計画の指針通知 ○市町村向け説明会開催（県・市町村・環境省）		
	支援団体			○他自治体の支援（一般廃棄物焼却については有償）	○民間団体・業者の支援（有償）（運搬・中間処理・最終処分委託）			
特記事項		・被災自治体に平成16年中越地震の対応経験あり	・市焼却施設が被災により稼働停止		・市に周辺産廃業者の情報あり ・粗大ごみ等の市民による搬入を開始したが道路渋滞のため禁止 ・民間業者運搬単価は見積りも平均			・通常の処理体制に復旧（10月） ・市焼却施設が稼働再開（11月15日）

出典：災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き 資料編 平成22年3月 環境省 より作成

震災廃棄物対策

⑤処理計画の策定

災害時の大規模な災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理フローを確立し、またリサイクルの推進を図り、住民の生活環境を確保し、円滑な復旧復興を推進するため、事前に処理計画を策定しておく必要がある。

震災廃棄物対策指針（一部抜粋）

第2章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

2-2 震災時応急体制の整備

(4) 震災廃棄物の処理・処分計画の作成等

- a) 震災廃棄物の収集運搬体制の整備
- b) 震災発生時におけるガレキの発生量の推計
- c) ガレキの仮置場の確保と配置計画
- d) ガレキの処理・処分計画の作成

第4章 震災復旧・復興対策

(2) 震災に伴って発生した廃棄物の処理

- 1 被災市町村は、ガレキの発生量を的確に把握し、処理方法等を含めた計画を作成する。

出典：震災廃棄物対策指針 環境省 平成10年10月

震災廃棄物処理計画の策定状況

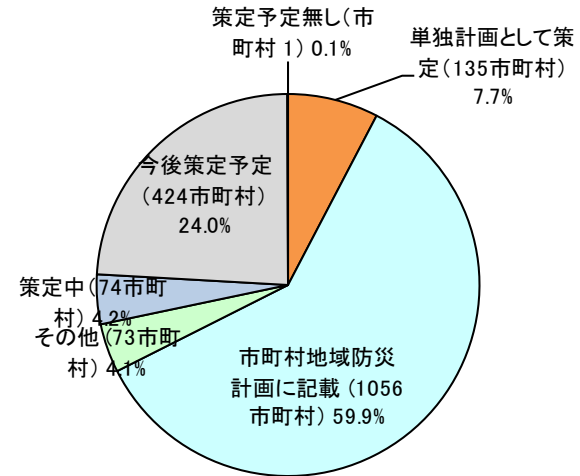


図 震災廃棄物処理計画の策定市町村の割合（全国）
（平成22年4月1日現在）

出典：環境省資料より作成

3. ボランティア、民間企業の役割と連携

災害ボランティアセンター等の運営

1. 平時からの関連組織間の連携

- 新潟県では、中越地震を契機に、平成18年4月に「災害ボランティア活動促進条例」を定め、関係団体から成る「新潟県災害ボランティア活動連絡協議会」※を設置した。

※平成22年4月1日より「新潟県災害ボランティア調整会議」として新たに発足

- 中越沖地震の際は、「活動連絡協議会」の構成団体の連携のもとで、災害V Cの支援が円滑に行われた。

■新潟県災害ボランティア調整会議 構成団体

(平成22年4月1日)

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会
社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会
中越復興市民会議
NPO法人新潟NPO協会
社会福祉法人新潟県共同募金会
新潟県（県民生活・環境部県民生活課）
財団法人新潟県国際交流協会
NPO法人新潟県災害救援機構
新潟県市長会
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
新潟県ボランティア連絡協議会
財団法人新潟県民生委員児童委員協議会
NPO法人にいがた災害ボランティアネットワーク
社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会
日本赤十字社新潟県支部
<監事>財団法人新潟県老人クラブ連合会
財団法人新潟県女性財団

(出典)新潟県災害ボランティア調整会議規約

■調整会議が行う事業

- (1) 災害ボランティア活動を行う団体間の連携に関する事業
- (2) 災害ボランティア現地支援調整会議の運営に関する事業
- (3) 市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援に関する事業
- (4) 災害ボランティア活動に関する人材育成事業
- (5) 災害ボランティア活動に関する情報発信事業
- (6) 被災地における保健、医療等に関する専門的な知識、経験等を有する者及び団体との連携に関する事業
- (7) 県外における災害ボランティア活動の支援に関する事業
- (8) 災害ボランティア基金（※）の管理に関する事業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

※災害ボランティア基金

災害時における防災ボランティア活動を円滑に実施するとともに、平時から災害時に備えた防災ボランティア活動を促進するために、新潟県からの出捐金、民間の寄附金等により設立された基金。

災害ボランティアセンター等の運営

2. 災害VCの設置、運営訓練

ボランティア、地方公共団体及び社協は共同して、災害VCの設置訓練を実施している。

- ・市町村社協は、災害VCの設置訓練を実施しているところもある。その際、市町村のボランティアの方にも訓練に参加していただいている場合もある。
- ・被災地の社協の職員だけでは、災害時のボランティア対応を行う人数が不足する場合もある。そのため、県社協と被災していない県下市町村の社協が共同で支援する体制が必要と考えている。

(新潟県社会福祉協議会ヒアリング結果より)

あなたの思いを活かす仕組み
【災害ボランティアセンター設置・運営訓練】

経験のない方でも、
ご参加いただけます

11月30日(日) 9時30分～

9時00分 : 受付開始
10時00分 : 設置訓練(グループでセンターの内容について検討します)
11時30分 : 非常食調理(非常食を調理して試食して頂きます)
13時00分 : 設置訓練の続き
14時00分 : 運営訓練(2手に分かれセンター運営を模擬的に体験)
15時30分 : 振り返り(グループごとに訓練内容の振り返りと検討)
16時00分 : 終了予定

【開催の趣旨】

近年多発している自然災害。特に本県においては水害・地震・豪雪などと頻発しています。

その際に日本全国から駆けつけ、被災地の復旧・復興に大きな力となっているのが『災害ボランティア』です。

本研修ではその活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置訓練を通じて、災害時に活動する諸団体間の連携構築、県民の防災・災害ボランティア意識の向上、センター設置ノウハウの蓄積や技能向上を目的とします。

【応募要項】

対象：災害ボランティアに関心のある方
(未経験者の方大歓迎)

定員：50人

参加費：無料

※ 切：11月27日(木)

※お昼は非常食の試食をしていただきますので持参不要です。

災害ボランティアセンター等の運営

3. 災害VCの運営に係る研修

全国社会福祉協議会（全社協）が「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」との共催で、災害VCの運営支援にあたる職員等を対象とした「災害ボランティアセンター運営支援者研修」を実施している。

- ・研修には、災害VC運営支援者として必要な知識のほか、コミュニケーション能力や平常時の活動に関する事例紹介、ワーキングが盛り込まれている。

（災害ボランティアセンター運営支援者研修のプログラム概要）

- ①災害ボランティア活動における支援体制の全体像について
- ②協働型ボランティアセンターについて
- ③被災者中心、地元主体の支援を実現するために忘れてはならない視点
- ④災害ボランティアセンターが関わる支援の全体の流れに関するカードワーク
- ⑤資金・物資・人の支援（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）の理解
- ⑥コミュニケーションスキルの向上（情報交換会）
- ⑦パネルディスカッション「中越からの発信」
- ⑧災害ボランティアセンターの運営支援者の支援ポイント
- ⑨被災地経験に関する質疑や意見交換
- ⑩災害VC運営支援者としてのグループディスカッション
- ⑪ネットワークについて
- ⑫課題解決のための資源イメージ
- ⑬平時のつながりの取り組み事例紹介
- ⑭研修後のアクションプランの協議
- ⑮まとめ

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

企業・社会福祉協議会・NPO・共同募金会が協働するネットワーク組織であり、災害ボランティア活動の環境整備、人材、資源・物資、資金を有効に活用するための被災地支援を行う。

（出典）災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」

主催：全国社会福祉協議会

共催：災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

災害ボランティアセンター等の運営

4. 災害VCに必要な資機材等の整理

「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」は、災害VCに必要な資機材を整理し、ハンドブックにチェックリストとして整理している。

1 事務スペース □プレハブ □大型テント

既存の建物のホールや会議室の活用、空き店舗などの賃貸などが可能であれば、急に使用できない場合も多く、その際には、プレハブの特設スペースを活用することが多くなっています。

2 通信機器など □固定電話(複数回線) □携帯電話(複数台数) □携帯電話充電器 □PC(複数台) □プリンター □LAN設定のための資機材(ハズラン線など) □テレビ □ラジオ □無線機(※環境により必要の有無は変わります)

携帯電話は時期により使用制限される場合や場所により使用が難しいこともあります。したがって、事務所では効率性を高めるために固定電話が欠かせません。

3 什器資機材 □コピー機 □簡易印刷機 □オフィス机・イス □会議机・イス □資器材棚・ロッカー類 □ホワイトボード(複数枚) □掲示板(ベニヤ板や黒板でも可)

より円滑な活動を支援するには欠かせない資機材です。レンタルも含めて、開設とともに準備しておくことをお勧めします。

4 車両 □トラック □ワゴン □ライトバン・箱バン □バイク・スクーター □自転車

長期使用する場合は、事故等によるトラブルを考えると、個人所有よりもリースやレンタルがおすすめです。またその際にも、不特定多数の使用を制限し、使用者の免許証のコピーなどを管理する必要があります。

5 その他

- スタッフジャンパー(目印になるもの) □救急箱 □ドラムコード
- 地図(広域地図、道路地図、住宅地図など) □発電機 □夜間照明用投光器

混乱なく、ボランティアを受け入れていくためには必ず必要となります。

〈ボランティア資器材〉

- 名札 □腕章 □ヘルメット □タオル(おしぼり) □携帯大型クーラー
- 飲料用ポリタンク □消毒剤



被災者の安心を得るための資器材であったり、ボランティアの事故回避や円滑に進めるための資器材です。また、ボランティアの人たちの気持ちを落ち着かせるための配慮としての資器材も必要です。

〈消耗品〉

- 各種印刷用紙 □模造紙 □色マジック(水性・油性) □付箋(各種・各色)
- 文具(□はさみ・□カッター・□セロテープ・□筆記用具・□ホッチキス・
□パンチ・□カッターボード・□その他)
- 布ガムテープ □クリップボード □ブルーシート □軍手



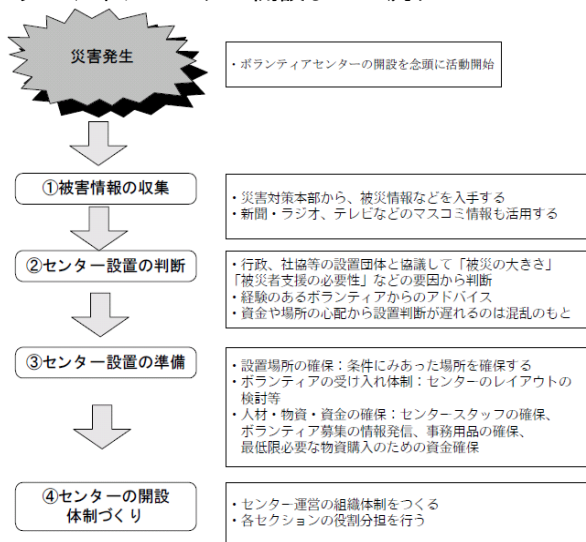
(出典) 災害ボランティア活動支援プロジェクト
「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」

災害ボランティアセンター等の運営

5. 災害V Cの設置、運営に係るノウハウの整理

内閣府でも、災害時のボランティアの受け入れ、ボランティアセンター設置などのマニュアル、手引き本等、及び災害ボランティアセンターに対するアンケートの調査等の結果等からボランティアセンター立ち上げ及び運営を円滑化するための「情報」「ヒント」をまとめている。

災害ボランティアセンター開設までの流れ



災害ボランティアセンター設置の手順

A もともとボランティア活動拠点があるところに設置するとき
 一施設の職員と打ち合わせが必要

B なんにもないところに設置するとき

- ステップ1 災害対策本部へ拠点設置の報告をする（相談をする）
 ステップ2 拠点としての活動方針（活動の目的、活動内容等）を決める
 ステップ3 下記についてボランティアの受け入れ方針を決める
- ・宿泊の手配をするかどうか。通いに限定するか。
 - ・事前登録を受け付けるか。来所に限るか。
 - ・活動の時間帯
- ステップ4 書面づくり（ボランティア登録簿、ニーズ受付カード、注意事項等）

設置

運営

災害ボランティアセンターの担当と業務内容

センターの運営は、主に社協職員等の専従職員とボランティアのスタッフで行い、担当者の作業分担は主に

- めまぐるしく変化する状況のなかで、情報や運営をとりしきる「総括」
- センターの運営を管理する「総務・相談」
- 被災者からのニーズを把握し、ボランティアをコーディネートする「コーディネート」がある。

担当		業務内容
総括	全体総括	県・市町村災害対策本部、県社協、町役場・県内外の社協等との連絡調整
	情報総括	情報整理・発信、マスコミ対応
	総務・相談総括	センターの運営管理、報告書のチェック
	コーディネート総括	コーディネート部門の統括、支援ニーズや活動希望依頼の把握
総務相談	総務	・ 募金、寄付等に関する事務 ・ 災害支援資金（生活福祉資金等）に係る事務 ・ センターの環境整備・買い出し等 ・ センター運営の庶務 等
	相談・調査情報収集	・ 避難所等の巡回訪問、地元住民等からの相談受付 ・ 活動状況の全体把握、情報収集・整理 ・ ボランティアとの現地同行（兼送迎）
	受付	・ ボランティアの受付 ・ ボランティア活動保険、活動証明等
ボランティアの受け入れ	コーディネート	・ 活動依頼の受け付け ・ 活動調整（マッチング、コーディネート、オリエンテーション等） ・ コーディネート状況の報告
	炊き出しイベント ※必要に応じて	・ 炊き出し等各種イベントの企画、募集 ・ 炊き出し等各種イベントの受付、コーディネート ・ 活動状況の報告

被災者ニーズに対応したボランティアコーディネーター

1. 社協職員の応援派遣に係る研修の実施

新潟県社協が実施している研修では、被災者ニーズの対応や被災者の生活環境の変化に関する知識を習得するカリキュラムが組まれている。

■新潟県社協における社協職員に対する研修メニュー

現場対応能力から、災害ボランティアコーディネーター能力、災害VC全体の統括能力等で3区分

科目名	初級課程	講師	中級課程	講師	上級課程	講師
想定される派遣者の用務	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアセンター等推進拠点支援用務 2 推進拠点の各部門の運営に関する用務 3 被災者の生活課題等に関する対応用務 4 他機関・団体との連絡調整用務 		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアセンター等推進拠点支援用務 2 災害救援活動計画の策定に関する用務 3 推進拠点の各部門の運営に関する用務 4 被災者の生活課題等に関する対応用務 		<ol style="list-style-type: none"> 1 先遣隊用務 2 災害ボランティアセンター等推進拠点運営支援用務 3 災害救援活動計画及び被災地支援計画の策定に関する用務 4 推進拠点開設に関する用務 5 推進拠点の各部門の連携調整に関する用務 6 推進拠点閉鎖に関する用務 7 推進拠点閉鎖後の支援に関する用務 	
必要とされる技能	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進拠点における活動に関するスキル 2 被災者ニーズに対応するためのスキル 3 災害ボランティアの需給調整に関するスキル 		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救援活動計画の策定に関するスキル 2 推進拠点の運営に関するスキル 3 被災者ニーズに対応するためのスキル 4 災害ボランティアの需給調整に関するスキル 5 困難事例に対応するスキル 		<ol style="list-style-type: none"> 1 先遣活動に必要なスキル 2 災害救援活動計画及び被災地支援計画策定に関するスキル 3 協定等による組織的支援の調整に関するスキル 4 リスクマネジメントに関するスキル 5 推進拠点の財源確保・調整に関するスキル 	
社会福祉協議会と災害対応	講義 社会福祉協議会と災害対応① 社会福祉協議会が災害対応に取り組む意義を考える。 ■ 災害ボランティアセンターのいろいろな形 ■ 「ボランティア派遣」ではなく、想いをつなげる災害ボランティアセンター ■ 日頃の地域情報を生かした災害対応 90分	上級者	講義 社会福祉協議会と災害対応② 社会福祉協議会の災害対応について理解を深める。 ■ 地域情報の把握、状況判断、社会資源の把握、福祉関係のネットワーク、はばひろいネットワーク… ■ 介護保険事業との関連 60分	上級者		
災害対策基本法等関係法令	講義 災害対策基本法等 災害ボランティア活動を取り巻く関係法令に関して理解を深める。 ■ 災害対策基本法 ■ 関係法令と災害ボランティア活動 ■ その他 60分	行政職員 (県防災局職員)				
相互支援協定における派遣職員の役割	講義 相互支援協定における派遣職員の役割① 相互支援協定における派遣職員(初級者)の役割や任務に関して理解を深める。 ■ 相互支援協定 ■ 職員派遣 ■ 外部支援者としてのスタンス・留意点 ■ 派遣職員(初級者)の役割・任務 ■ その他 30分	県社協職員	講義 相互支援協定における派遣職員の役割② 相互支援協定における派遣職員(中級者)の役割や任務に関して理解を深める。 ■ 相互支援協定 ■ 派遣職員(中級者)の役割・任務 ■ 支援者としての留意点 ■ その他 60分	県社協職員	講義 相互支援協定における派遣職員の役割③ 相互支援協定における派遣職員(上級者)の役割や任務及び先遣活動に関して理解を深める。 ■ 相互支援協定 ■ 派遣職員(上級者)の役割・任務 ■ 先遣活動 ■ 支援者としての留意点 ■ その他 60分	県社協職員
センター等推進拠点の役割と機能	講義 センター等推進拠点の機能と役割① 災害ボランティアセンター等推進拠点における部門の基本的な機能と役割について理解を深める。 ■ 部門の役割と運営 ■ 平時のボランティアセンターとの違い ■ 災害ボランティアの需給調整 ■ 業務の引継ぎ・報告 ■ 協働とチームワーク ■ 部門の連携 ■ ボランティア活動の可能性と限界 ■ その他 180分	災害NPO職員等・被災者	講義 センター等推進拠点の役割と機能② 災害ボランティアセンター等推進拠点の各部門の機能と役割について理解を深める。 ■ 部門の効果的運営とリーダーシップ ■ ボランティアの需給調整 ■ 各部門間の連携 ■ 災害救援活動計画 ■ その他 180分	災害NPO職員等	講義 センター等推進拠点の役割と機能③ 災害ボランティアセンター等推進拠点の運営・管理について理解を深める。 ■ 災害ボラセン開設から閉鎖(転換)までの動向 ■ センター等推進拠点の運営・管理 ■ 「ひととの・かね・情報」の調整 ■ 関係機関・団体との協働活動 180分	上級者
被災者の生活課題	講義 被災者の生活課題① 被災者の生活課題に関する把握や対応方法に関する基本的な理解を深める。 ■ 被災者を取り巻く環境の変化 ■ 地域特性への考慮 ■ 被災者の生活課題の実態 ■ 生活課題の把握の手法と留意事項 ■ 生活課題への対応 ■ その他 180分	災害NPO職員等・被災者	講義 被災者の生活課題② 被災者の生活課題に関するニーズ把握や対応方法、新たなプログラム創出等に関する技能を修得する。 ■ 被災者の生活課題への対応 ■ 生活課題に対応したプログラムの創出 ■ その他 120分	災害NPO職員等		
リスクマネジメント			講義 リスクマネジメント① センター等推進拠点の各部門管理に関するリスクマネジメントについて理解を深める。 ■ 困難事例等の検討と対応 ■ その他 180分	災害NPO職員等	講義 リスクマネジメント② センター等推進拠点の組織管理に関するリスクマネジメントについて理解を深める。 ■ リスクマネジメント ■ その他 150分	災害NPO職員等
先遣活動の実践					講義 先遣活動 先遣活動任務を効果的に進めるための手法について理解を深める。社協マンとしてのスーパーバイズスキルを身につける。 ■ 先遣活動の役割の明確化 ■ スーパーバイザーとしての役割の理解 ■ 災害ボラセン開設に必要な情報収集、開設の判断、開設後の動きの理解 ■ ロールプレイング 210分	上級者

(被災者ニーズへの対応スキルが初級から求められる)

(被災者の生活課題に関する理解の必要性)

被災者ニーズに対応したボランティアコーディネート

2. 職員研修状況を踏まえた派遣体制の整備

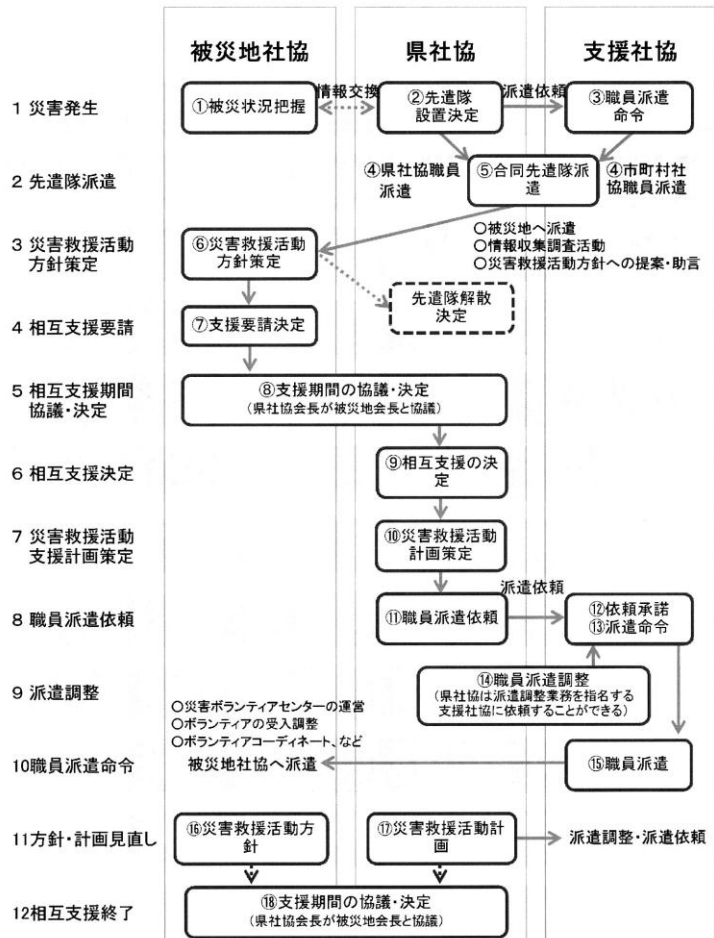
新潟県においては、研修結果に応じて県社協及び市町村社協の間で被災地に職員を応援派遣するための相互支援協定が締結されている。

- 「社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定」が県内社協で締結され、応援派遣に備えている。

中越地震を契機に、社協間での連携の意識が高まり、中越沖地震の際は県社協から市町村社協への要請及び社協間の応援派遣の実施が迅速になされた。

(新潟県社会福祉協議会ヒアリングより)

■ 発災から支援終了までのフロー



(出典) 新潟県社会福祉協議会提供資料「社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定のポイント」

被災者ニーズに対応したボランティアコーディネート

3. 地元ボランティア組織等と連携したニーズ把握

ボランティアが地域に溶け込むことにより、被災者からニーズを丁寧に拾い上げることが可能になる。

- ・ 災害VCから、地元住民に支援物資を持って回るなど「お見舞い」として伺うようにした。
- ・ 消防団と一緒に活動すると、地域住民から信頼を得ることに有効である。

(中越防災安全推進機構ヒアリングより)

■被災者がニーズを言い出しにくい理由

- 自宅にいる人は、避難所にいる人に比べてニーズを言い出しにくいものである。
- 地元住民には「他人の助けを受けてはいけない」といった気持ちが元々ある。
- 自宅内にプライベートな私財等が残っており、外部の人に片付け等を頼みにくい。
- 自宅の後片付けでは、ボランティアに指示を出して気を使うより、自分たちのペースで時間をかけて解決したいという気持ちがある。

(中越防災安全推進機構ヒアリングより)

(長岡市社協ヒアリングより)

(山古志村でのボランティアと被災地域のコミュニケーション事例)

- ・ 新潟県中越地震における山古志村への支援は、ボランティアが災害対策本部や自治会（地区長）と十分コミュニケーションを図りながら、信頼関係を構築した。

(出典) 総務省消防庁防災課「災害ボランティアと自主防災組織の連携に関する事例集」の概要

被災者ニーズに対応したボランティアコーディネート

4. 受け入れ側の体制づくり（受援力）

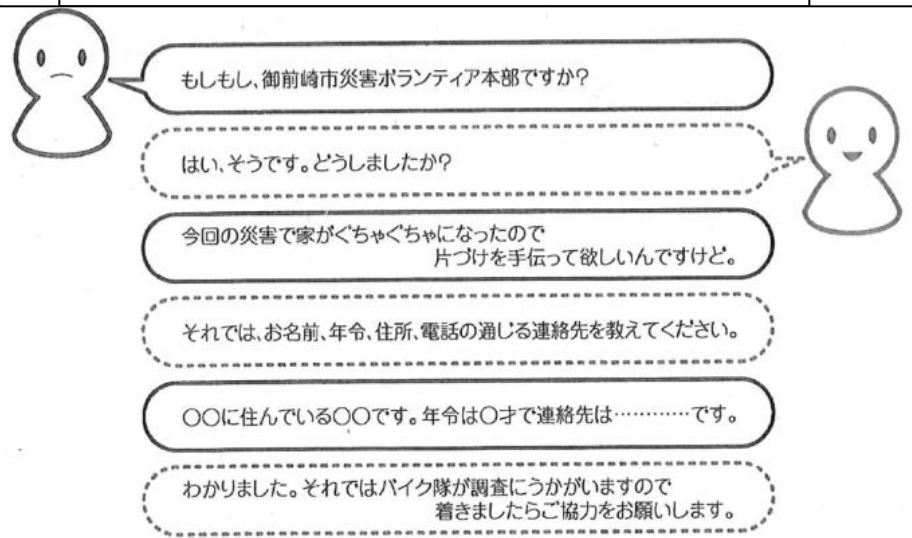
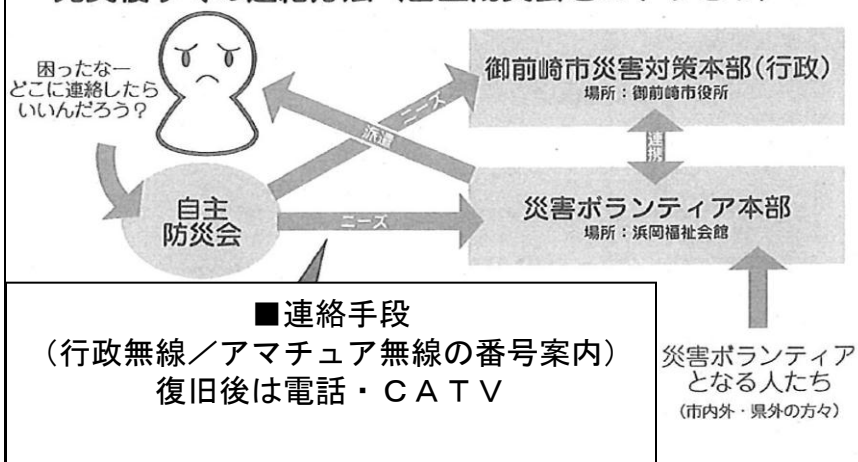
被災地外から集まるボランティアは、被災地の土地勘がなく、被災地の求めるものがわからないため、被災地側からどのような状況か積極的に伝えることが必要となる。

・ 御前崎市社協が、ボランティアの受け入れに関するマニュアルを作成している。

災害ボランティア本部へのニーズ連絡方法

ニーズからはじまるボランティアコーディネート

発災後すぐの連絡方法（自主防災会とのやりとり）



(出典) 御前崎市災害ボランティア活動マニュアル

● 支援のお願い (=ニーズ) を、積極的にボランティアセンターに出すことによって、ボランティアの人たちがお手伝いに来てくれます。

ニーズの出し方は、

- ① 地域のリーダーの人たちが地域単位で取りまとめて願います、
- ② 各家に配布されたチラシをみて個別に願います、
- ③ ボランティアが直接訪問し、聞いてくれるなどの方法があります。

(出典) 内閣府(防災担当)「地域の「受援力」を高めるために」



防災ボランティア活動への支援等

1. 災害V Cに必要な資機材の事前確保

災害時に必要な資機材の確保について、社協やNPOと行政、民間企業等が事前に確保策を検討しておく（協定や覚書の締結等）

しもぎょうく 京都市下京区災害ボランティアセンター 覚書を下京区社会福祉協議会と締結

平成19年10月28日、下京区総合防災訓練が行われた会場において、下京区役所と下京区社会福祉協議会との間で、災害時にボランティア活動の拠点となる「下京区災害ボランティアセンター」の設置及び運営についての基本的な事項をまとめた「覚書」を締結しました。

同センターは、災害が発生し多数のボランティアによる支援の必要が見込まれるときに設置され、被災者の要望を把握するとともにボランティアの受け入れ及び支援活動のコーディネートを行います。



覚書に署名する下京区長(右)と
下京区社会福祉協議会長

■協定の内容(抜粋)

(運営の支援)

第4条 甲（京都市下京区役所）は、前条の設置要請をしたときは、センターの円滑な運営を確保するために乙（社会福祉法人京都市下京区社会福祉協議会）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

活動拠点の提供

資器材等の提供

被災状況に関する情報の提供

その他センターの運営に必要と認める支援

防災ボランティア活動への支援等

2. 多様な主体からの支援の充実

被災地内の災害V Cがどこまで支援を行うか、明確にするための検討が必要と考えられる。

(新潟県中越地震における、被災地の災害V Cによるボランティア支援の困難さ)

- ・ 長岡市では、ボランティアの活動場所が広範囲に点在し、大きな避難所や物資の搬入搬出場所等、主要な場所へは災害V Cがバスにて送迎を行ったが、それ以外の場所は送迎手段がなかった。

(長岡市社会福祉協議会ヒアリングより)

■ 被災地の災害V Cや行政が支援について対応を検討する事項

□ 支援内容

- ・ 移動手段
- ・ 宿泊場所
- ・ 資機材 等

□ 支援の調達先

- ・ 行政
- ・ 社協
- ・ 民間企業
- ・ 被災地内or被災地外 等

防災ボランティア活動への支援等

3. 防災ボランティア活動における注意事項の周知

全国社会福祉協議会等が情報発信している「災害時のボランティアの注意事項」等について、被災地内外の社協や行政、マスコミ等を通じて周知する。

■ ボランティアへの注意事項の例

- ・ 必ず現地に設置されている災害救援ボランティアセンターに事前に連絡し、ボランティア活動への参加方法や注意点について確認する。
- ・ 被災地で活動する際の宿所は、ボランティア自身が事前に被災地の状況を確認し、手配する。
- ・ ボランティア保険に加入する。

(出典) 全国社会福祉協議会HP

- ・ 水・食料・常備薬・適切な服装・保険等、必要な備えをして自己完結を原則に被災地に入る。
- ・ 被災地でのボランティア活動に参加する際は、自分の行動計画を周囲に事前に説明してからでかける。
- ・ 睡眠時間や疲労などに留意し、健康の事前チェックに努め、不調になったら早めに活動をやめる勇気を持ち、けがなどで被災地の負担にならないようにする。

(出典) 内閣府「防災ボランティアの「お作法」集」

- ・ 被災者の気持ちを尊重してください。自分の思い込みでの行動は、迷惑になりかねません。
- ・ 災害支援活動は、被災者の自立復興支援が目的の活動ですので、善意の押し付けや一方的な活動にならないよう心がけてください。また、時には現地での作業がない場合もあります。「復興支援への手が足りている」というふうを考えましょう。

(出典) 仙台市災害ボランティアセンターHP

民間企業との連携

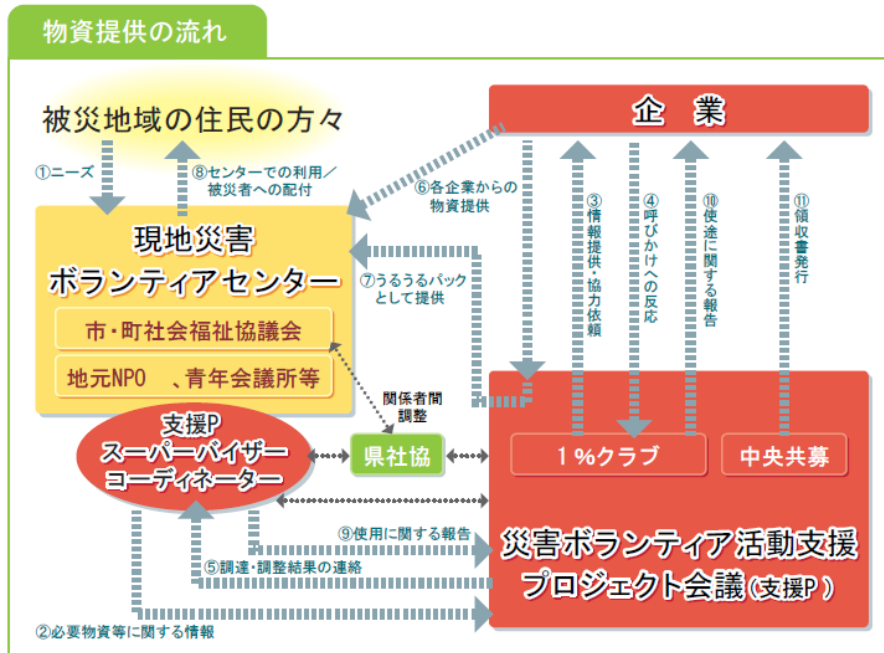
共同募金会等による資金援助、「災害ボランティア活動支援プロジェクト」及び経団連「1%（ワンパーセント）クラブ」のネットワークを通じた物資支援が行われている。

■ 共同募金会「災害準備金」の支援

- 共同募金会は、被災状況を調査の上、防災ボランティア活動のための資金を提供している。中越地震の際は、総額約1億円が支援された。（中央共同募金会ヒアリングより）

■ 「災害ボランティア活動支援プロジェクト」「1%クラブ」による物資支援等

- 経団連「1%クラブ」を通じ、企業に必要な物資の提供を依頼する。
- 企業（本社）が傘下の企業（工場、現地支社等）と連携して物資提供を実施する。（中央共同募金会ヒアリングより）



支援Pの実績とそのしくみ

例：中越沖地震被災地支援における実績
（支援Pコーディネート分のみ）

物品名	提供数	物品名	提供数
〈レンタル/リース〉			
ワゴン	6台	コピー用紙（A4・1箱5000枚）	60箱
トラック	6台	コピー用紙（A3・1箱2500枚）	54箱
乗用車	2台	蛇口付大型水筒（20リットル）	11個
複合機	2台	蛇口付大型水筒（7リットル）	3個
ファクシミリ	1台	小型救急箱	100個
デジタル印刷機	2台	付箋紙	2880組
デジタルカメラ	5台	防塵マスク	6800枚
ノート型パソコン	7台	中古ヘルメット	55個
パソコン用ソフト	17個	スポーツ飲料（500ml）	3000本
携帯電話	10台	スポーツ飲料（粉末）	10000箱
〈寄付〉			
原付スクーター	2台	ウレタンマットレス	500枚
中古会議用テーブル	10個	ウレタンロール	7巻
書類棚	2個	ラップ	150本
		タオルケット	1200枚

（出典） 災害ボランティア活動支援プロジェクト
「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」

4. 情報発信・広報

①通信手段の確保・強化

■衛星携帯電話の整備

- 近年発生した地震を教訓に、地震発生を前提とした通信手段の確保として**衛星携帯電話等通信機器の整備**する自治体が増えている。
- 高齢者が多い孤立集落においては、それらの**通信機器の使用に慣れるための訓練も必要**である。

【例：衛星携帯電話を用いた住民参加型訓練】

- 長岡市では、年に1回、衛星携帯電話（NTTドコモワイドスター）を住民が用いて訓練を実施している。
- 小千谷市は、年に1回、イリジウム衛星携帯電話を用いて、双方向の情報伝達（市役所への発信と市役所からの連絡の受信）訓練を実施している。

図 衛星携帯電話の訓練（長岡市田代地区の例）



（写真：長岡市提供）

情報収集

②情報収集のための多様な手段の確保

■多様な情報手段の確保

- 過去の被災時には、地上に文字を書いて救助や物資の支援を求めたケースがあるが、事前に救援要請を記載したシートの配布・訓練やのろし等、**情報伝達手段を多様に確保しておくことが重要**である。

【例：救援要請シートの活用】

- 静岡市では、平成20年に孤立可能性のある市内の86集落全てに「救援要請シート」を配布し、集落の住民が情報発信の訓練で使用している。
- 集落名が記載されたシート1枚と、負傷者数等を記載するための無地のシート1枚を各集落に配布しており、シートの大きさは5.4m×3.6m(約12畳)である。シートの配布は県が半額を補助している。

(出典) 静岡市地域防災計画 (資料編)

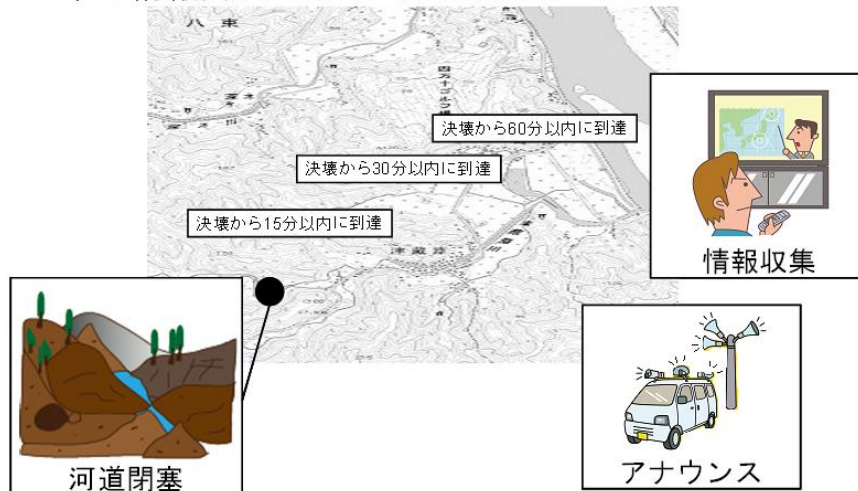
情報収集

③被害発生の高蓋然性の箇所調査・把握体制の確立

■天然ダムによる被害への対策

- 中山間地の地方都市等では地震時に発生した天然ダムによる甚大な被害が報告されている。
- 情報収集の観点における天然ダムの危機管理や対策では、「体制・人的資源について」、「天然ダムの調査」、「天然ダムの監視、情報通信」について、検討しておく必要がある。

○天然ダムの決壊に備え、下流域における警戒避難の発令や情報伝達のための体制確保が重要



【検討項目】

➤ 「体制・人的資源について」

例：土砂災害の専門家との連携

➤ 「天然ダムの調査」

例：天然ダムの早期発見のための調査体制の確保

➤ 「天然ダムの監視、情報通信」

例：ヘリテレ画像共有による天然ダムの監視体制の確保

図 河道閉塞の発生箇所と下流域の警戒体制確保の概念図

(出典) 国土交通省HP

情報収集

④震度計システムの整備

- 震度計によって得られる情報は、気象庁、防災科学技術研究所、都道府県・市町村等で観測される震度情報を集約することにより、**被害の全体像や広がりを面的に把握・推定**することができる。
- 今後、行政の情報収集と情報把握の質を向上させるためにも、**震度計の配備**を進めていくことが必要である。

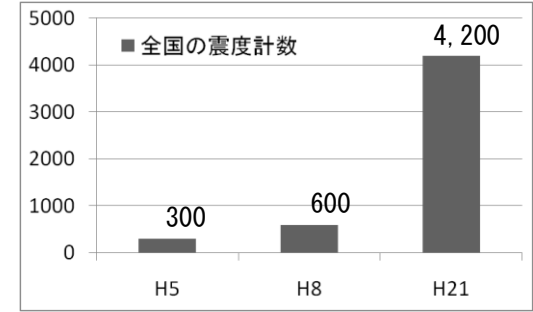


図 全国の震度計数

気象庁「震度の活用と震度階級の変遷等に関する参考資料」より作成

【気象庁・消防庁「震度に関する検討会」】

地方公共団体が設置する震度計は、以下1～4の基準に沿って配置することが求められる。

1. 震度観測点は、**平成の大合併前の市区町村ごとに、少なくとも1箇所**は整備。
2. **東京23区および政令指定都市については、区ごとに最低1箇所**は震度計を設置。
3. 震度計の設置場所については、基本的には、発災時に被害が大きくなる可能性の高い、**人口集中地区を中心に設置**するとともに、併せて、設置環境についても、設置地域の代表的な震度が適切に測られるよう十分配慮。
4. 一市区町村内に人口集中地区または新たに大規模な開発地域がある場合には、**一つの震度計から10km以上離れている地域**にも震度計を設置。

(出典) 気象庁・消防庁「震度に関する検討会報告書」、平成21年3月より作成

設置機関	目的	配置の思想	設置数 (H21.3現在)	期待される責務
気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○計測震度を常時観測し公表 ○M6.8以上の地震が発生した場合、震度6弱を確実に観測 (山間地は除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・20km間隔の観測網 ・震度6弱を確実に観測 (山間地は除く) 	約600	国の初動対応 (広域災害への対応) の確立
文部科学省 (防災科研)	<ul style="list-style-type: none"> ○地震動の強さ、強い強震動の周期及び継続時間と空間分布の把握、震源域の詳細な破壊過程の解明を目的とした強震観測 	<ul style="list-style-type: none"> ・約25km間隔の観測網 	約800	地震調査研究
各都道府県 (消防庁補助金)	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の防災初動体制確保 ・地震発生時の初動対応の迅速化 ・広域応援体制確立の迅速化 ○震度情報の提供、公表は当初、目的外 	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の初動対応に資するため、1市区町村に1観測点 	約2,800	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の初動対応確保 ・都道府県の初動対応確保

注) 都道府県の震度情報は、都道府県と地方気象台間の防災情報の交換に関する協定に基づき、都道府県から気象庁に提供された震度情報の内、気象庁の品質管理で適正と判断されたものについて気象庁から公表されることとなり、平成9年11月から段階的に公表が開始され、平成15年3月で全都道府県の震度データが公表されている。

※新潟県中越地震において、川口町の震度7を観測した情報が、停電による回線停止で1週間伝わらなかった。震度計システムを活用するには、**予備バッテリーの整備や発電機の自動起動、システムの保守・点検等停電対策が必須**である。

(出典) 中村功「大規模災害とネットワーク」、2005予防時報220より作成

情報収集

⑤被災後のニーズ把握体制の確保

■きめ細かい被災者支援のためのニーズ把握

➤きめ細かい被災者支援を行うためには、**迅速で的確なニーズの把握**が必須である。

【例】被災者のニーズ把握調査（新潟県中越沖地震）

新潟県や柏崎市が主体となり、被災者のニーズ把握調査を実施。避難者の立場に立った情報を収集するとともに、関係者へのスムーズな情報やサービスの提供を行い、問題点の改善に努めた。

地方都市の市町村においては、職員が膨大な災害対応業務に追われ、人員体制を整えたきめ細かいニーズ把握を行うことは難しいため、県による市町村への応援体制が必要である。

（出典）新潟県「新潟県中越沖地震記録誌」

新潟県中越沖地震被災市町村への職員派遣実績（7月16日（月）～12月31日（月）延べ人数）

総務管理部人事課・市町村課調整分

柏崎市への派遣		刈羽村への派遣		出雲崎町への派遣		合計	
項目	累計（人）	項目	累計（人）	項目	累計（人）	項目	累計（人）
現地本部	156	現地本部	80			現地本部	236
物資班	226	物資班	3			物資班	229
避難所	2,004	避難所	430			避難所	2,434
仮設住宅窓口	25					仮設住宅窓口	25
ブルーシート窓口	40					ブルーシート窓口	40
一時避難所窓口	8					一時避難所窓口	8
家財一時預かり窓口	15					家財一時預かり窓口	15
ボランティア管理	28	家屋解体申込窓口	6			家屋解体申込窓口	6
被災家屋調査	4,370	被災家屋調査	268	被災家屋調査	16	被災家屋調査	4,654
土木	0					土木	0
県職員計	6,872	県職員計	787	県職員計	16	県職員計	7,675
物資班	871					物資班	871
避難所	1,628					避難所	1,628
仮設住宅窓口	135					仮設住宅窓口	135
生活再建制度相談窓口	121					生活再建制度相談窓口	121
被災住宅応急修理制度窓口	76					被災住宅応急修理制度窓口	76
防災証明書発行窓口	211					防災証明書発行窓口	211
被災家屋調査	1,828			被災家屋調査	64	被災家屋調査	1,892
土木	1,194					土木	1,194
市町村職員計	6,064	市町村職員計	0	市町村職員計	64	市町村職員計	6,128
他県派遣職員（被災家屋調査）	1,040					他県派遣職員（被災家屋調査）	1,040
柏崎市計	13,976	刈羽村計	787	出雲崎町計	80	合計	14,843

図 新潟県による市町村への職員派遣

情報処理（選別・整理・評価）

情報のトリアージの実施

■ 情報のトリアージ

➤ 災害時には人命に関わるような迅速な意思決定が必要な情報とそうでない情報が混在して一度に流通し、その処理や対応に追われ、重要情報の伝達(入手)が遅れたり、数的には少ない重要情報が大量の重要ではない情報に紛れて途中で変容もしくは消滅する結果、迅速かつ的確な応急対応がとられないことがよく起きる。

➤ このような状況に陥らないためには、重要度(緊急度)に応じた“情報のトリアージ”が必要。

(出典) シリーズ災害と社会「災害情報論入門」(田中淳、吉井博明 編) 第7章3節「応急時の災害情報の活用に関する課題」(吉井博明)をもとに一部加筆修正

➤ 情報のトリアージを効率的に行うためには、災害対策本部における情報の選別の基準、選別の体制などを整備することが重要。

➤ 例えば、関係部局の責任者が適宜判断し、「この情報は本部に上げろ」と指示。重要情報を本部に上げるのが関係部局の責任者の重要な仕事の一つであることを徹底する。

(出典) シリーズ災害と社会「災害危機管理入門」(吉井博明、田中淳 編) 第5章4節「情報をどう収集し整理するか」(小林恭一)をもとに一部加筆修正

【情報のトリアージの一例】

- 関係機関から本部に上がってくる情報は、「要請」と「報告」の2種類がある
- 「要請」は、本部として何らかのアクションが求められるが、これにいちいちトップが関与するわけにはいかない
- 本部の中の対応班を決めておく、各班の班長が責任をもって対応する(対応班が決まらない要請は総務班などで対応班を決める)
- 「要請」については、対応班がきまってからトップに上げるのを原則とする
- 情報受信伝票などに「報告」と「要請」の別を明記し、要請については「対応する班名」と「対応中」と「対応済み」の別などを記載する様式を作っておく

(出典) シリーズ災害と社会「災害危機管理入門」(吉井博明、田中淳 編) 第5章4節「情報をどう収集し整理するか」(小林恭一)をもとに一部加筆修正

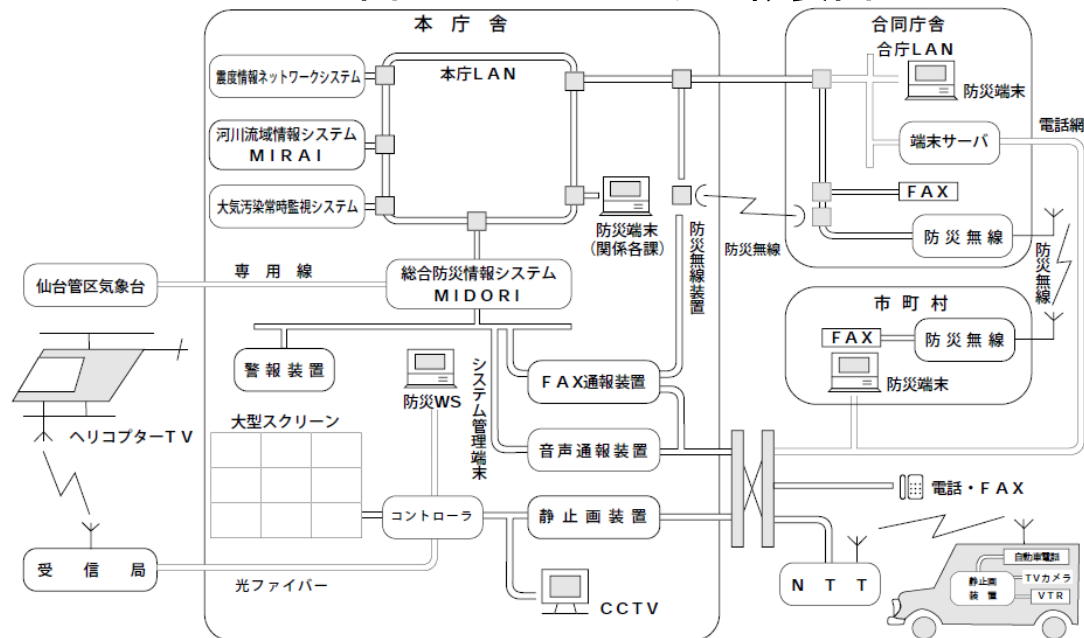
① 情報共有システムの整備・活用

■ 宮城県総合防災情報システム「MIDORI」

【岩手・宮城内陸地震】

- MIDORIを通じて、県庁舎、県合同庁舎、市町村、消防の各機関間の被害情報の収集・伝達が効率的に行われた。
- 専用回線で構築されたネットワークであり、回線の輻輳等の懸念が無い。
- 入力項目（「死者数」「負傷者数」等）が事前に設定されており、PC端末からの簡単な作業で入力が可能。

図 MIDORIシステム概要図



■ 被害が大きかった栗原市では、市本部内の作業量が多く、入力作業を随時行うことが困難であった。

→ 県は、現地復旧対策情報連絡員を栗原市役所に派遣し、県職員が入力作業を行った。

(出典) 宮城県HP、<http://www.pref.miyagi.jp/syoubou/nenpou13/5-12.pdf>

情報共有・伝達

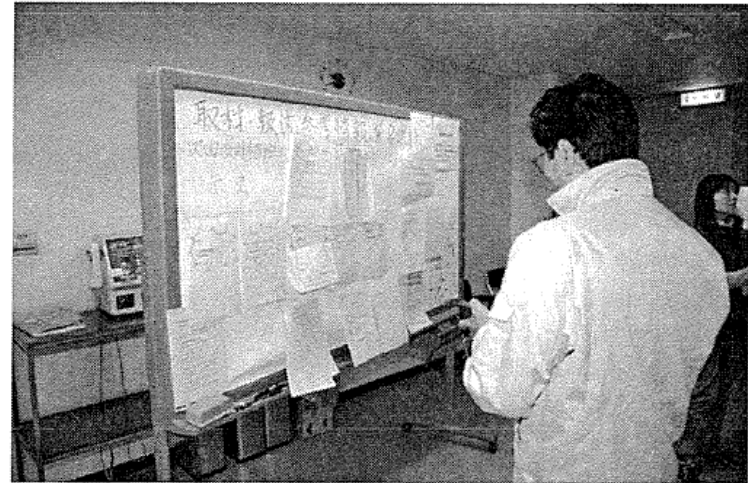
②ICT以外の多様な情報共有手段の確保

■ ホワイトボードや掲示板等を活用した情報共有

通信の不通等によりICTが活用できない場合に備えた効果的な情報共有の方法についても検討しておくことが重要。

【新潟県中越地震、長岡市】

- 「マスコミ向け情報掲示板」は、マスコミだけでなく、本部職員にとっても最新の情報を得るために有効だった。



マスコミ向け情報掲示板 撮影：長岡市

【新潟県中越沖地震、柏崎市】

(出典) 「災害の検証」、長岡市

- 地域情報の共有については、本部の壁への被災状況記載がローテクな手段ではあるが有効だった。

(出典) 「災害時行動調査 概要 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震への初動対応」平成20年3月、柏崎市

広報対応体制

①定例記者会見の計画的な実施

- **記者会見の回数(頻繁な実施)および時間(定期的な実施)を意識することが、報道機関との関係上、有効となる。**

表 各市における定例記者会見の実施状況

市	地震名	定例記者会見
長岡市	新潟県中越地震 新潟県中越沖地震	本部会議を公開とした上、本部会議後に市幹部等が記者レクを実施。
柏崎市	新潟県中越地震 新潟県中越沖地震	本部会議を公開とした上、本部会議後に本部長が記者レクを実施。
福岡市	福岡県西方沖を 震源とする地震	本部会議後の市長へのぶら下がり会見を随時実施。 発災当日及び翌日に記者レクを実施。
輪島市	能登半島地震	本部会議後の市長へのぶら下がり会見を随時実施。 (以下、総務課長等による対応) 発災当日の夕方に臨時開催。翌日からマスコミが殺到したために別室を設けて定期開催に切り替え。2日目・3日目は1時間ごと、4日目は2時間ごと、5日目からは朝と夕方に実施。
栗原市	岩手・宮城内陸地震	定例ではないが、本部会議後に本部長が記者レクを実施。
奥州市	岩手・宮城内陸地震	本部会議を全て公開としたことから、発災後5日間は記者会見を開かず。 (6日目以降、6/19、6/21、6/23に本部長が臨時記者会見を実施)

(出典) 各市への問合せ結果より作成

広報対応体制

②被害状況の迅速かつ計画的な公表

【新潟県中越沖地震】 《新潟県》

新潟県は報道機関と調整した上で、被害状況に関する公表時間及び頻度を次のように定め、フェーズに応じて変更していった。

なお、平成20年3月末現在、被害状況の公表実績は248報を数える。

フェーズ	頻度及び公表時間
第1報	発災2時間後
直後 ～ 1週間	概ね3時間ごと
1週間 ～ 3週間後	日に3回(9時、15時、21時)
3週間 ～ 1ヶ月半後	日に2回(9時、15時)
1ヶ月半 ～ 半年後	日に1回(15時) ※平日のみ
半年後以降	随時 ※数値変更時のみ

(出典) 新潟県「新潟県中越沖地震記録誌」より作成

広報対応体制

③ 広報専任者の配置・強化

- 広報の一元化、報道機関との信頼関係の構築等の面から、取材対応における責任者を明確にし、平素からメディアトレーニング等に取り組むことが望ましい。

【新潟県中越沖地震】《柏崎市》

- 柏崎市消防本部では、消防長などのトップがマスコミ対応に時間を割かれ、一度の取材で30分以上かかってしまうことが少なくなかった。
- このような事態を避けるために、マスコミ発表のフォーマットを事前に準備するとともに、対応担当者を決め、訓練等で慣れておく必要がある。

(出典) 吉井・中村・中森・関谷・森岡・地引「2007年中越沖地震における災害情報の伝達と住民の対応」より作成

表 各市における広報対応担当者の設置状況

市	地震名	広報対応担当者
長岡市	新潟県中越地震 新潟県中越沖地震	発災直後は広報課職員、本部設置後は本部広報班が対応。
柏崎市	新潟県中越地震 新潟県中越沖地震	発災直後から本部秘書報道班を中心に対応。
栗原市	岩手・宮城内陸地震	発災直後から災対企画部が対応。
奥州市	岩手・宮城内陸地震	発災直後から災対本部調査広報部広報班が一元的に担当。

(出典) 各市への問合せ結果より作成

広報対応体制

④報道機関への対応ルールの明確化

- 被災市町村は、取材を受ける立場として、**報道機関への対応ルールについて事前に検討**しておく必要がある。

【能登半島地震】《輪島市》

- 発災直後は災害対策本部内にマスコミを自由に出入りさせたため、市長がマスコミ対応に追われ動きがとれなかった。
- そこで2日目からは**マスコミ用に別室を設け、災害対策本部を立ち入り禁止**にした。
- 3日目からは、1日3回くらいの記者会見に絞り、負担軽減を図った。

(出典)吉井・中村・中森・関谷・森岡・地引「2007年能登半島地震における災害情報の伝達と住民の対応」より作成

【岩手・宮城内陸地震】《栗原市》

- 栗原市は、報道機関に対し、**避難所での取材自粛の協力を要請し、夜間早朝の避難所への立ち入りを禁止**した。
(出典)栗原市への問合せ結果より作成
- 北部山間部は余震や土石流の発生危険性が高く、報道機関には現地取材の自粛要請を行っていた。その後、立入禁止区域を設け、**従わなかった報道機関には取材には応じない等の措置**も行った。
(出典)栗原市資料(平成21年内閣府調査)

広報対応体制

⑤国・県・市町村の合同による情報発信

- 国・県・市町村の合同組織が設置される場合は、**関係機関の共同による情報発信活動を行うこととなる。組織間の情報のやりとりや意思疎通がスムーズになる効果も期待される。**

【参考】有珠山噴火災害

- 国・北海道・被災市町の災害対策本部が合同会議を立ち上げ、その中に専門家や防災関係機関等が入り、**共同のプレスセンターを情報提供の中核として設置した。**共同のプレスセンターあるいは情報センターによって組織間の情報のやりとりや意思疎通が生まれ、有効であった。

(出典)内閣府「大規模災害発生時における情報提供のあり方に関する懇談会報告書」平成19年3月より作成

【参考】報道機関対応における県との連携に関する提言

- 報道機関との関係では、市町村よりも県の方が知見を有するケースが多く、また、報道発表等は相当の労力を要する。
- 市町村の対応力を他の部分に集中させるためにも、また、情報の錯綜を避けるためにも、**県との連携は選択肢の一つとなりうる。**

(出典)地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
平成20年度報告書(市町村における総合的な危機管理体制の整備)
平成21年3月、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会

広報対応体制

⑥対象区分ごとの情報提供方策の検討

- 情報伝達の対象区分(被災地内各所／管轄域内／管轄域外／海外)ごとに関係機関と連携してコミュニケーション目標を定め情報提供することが重要。

【新潟県中越沖地震】≪新潟県≫

■ 県民向け(被災地内)

- 県広報テレビ番組で「こころと体の健康管理」を呼び掛けたほか、被災地域の地元紙にも広告を掲載し、生活再建に向けた相談窓口や支援策などについて伝えた。

■ 県民向け(被災地外)

- 県内全域向けのテレビ・ラジオ番組では、ボランティアや義援金の募集などの被災地へのサポート情報や被災地の交通状況を広報。

■ 県外

- 柏崎刈羽原子力発電所の事故による風評被害を可能な限り払拭するため、国や観光担当部局と連携し、全国ネットテレビ番組や全国紙での新聞広告等により、県産農水産物の安全性や、新潟県への訪問等を呼び掛け。

■ 海外

- 在日外国人向けの新聞紙面に広告を掲載するとともに、海外メディアを対象としたプレスツアーを長岡市・柏崎市で実施。

(出典) 新潟県「新潟県中越沖地震記録誌」より作成

広報対応体制

⑦住民問い合わせ対応窓口の設置

- 問い合わせ窓口を一元化して本来業務に集中する環境を作り、
窓口の連絡先等の情報を、広く迅速に公表することが重要である。

【新潟県中越沖地震】◀新潟県▶

- 新潟県災害対策本部内の総合窓口の広報局では、報道発表など公開された情報に基づき、可能な限りワンストップで完結するよう問い合わせ等に対応。
- これにより本部内各班が個別の電話対応に忙殺される事態を防ぎ、また問い合わせを正確に担当部署につなぐ等、スムーズな対応を取ることができた。

(出典)新潟県「新潟県中越沖地震記録誌」P64より作成

【岩手・宮城内陸地震】

- ◀栗原市▶ 各総合支所に設置した現地災害対策本部又は本庁で対応。取りまとめた情報は適宜、現地災害対策本部から本庁所管部を通じ、災害対策本部へ報告。
- ◀奥州市▶ 主に各地区に設置した現地災害対策本部で対応し、難しい事案に関しては災害対策本部に判断や指示を求めるようにした。
- ◀一関市▶ 受付担当が「災害電話口頭受付票」に記載し担当課に回した。重要な事案については災害対策本部員会議で協議。

(出典)財団法人消防科学総合センター「地域防災データ総覧」2010年2月

広報対応体制

⑧本部会議の公開・非公開の検討

- 本部会議の公開・非公開のあり方について、公開によるメリット・デメリットを踏まえつつ慎重に議論していく必要がある。

表 本部会議の公開によるメリット・デメリット

メリット(●)	デメリット・課題(▼)
<ul style="list-style-type: none">● 地元のマスコミからの取材対応の負担軽減。● マスコミ関係者との信頼関係の醸成。● 報道機関には、取材しても本部会議以上のニュースソースは無いと理解してもらえた。● 災害対応の透明性を確保できた。	<ul style="list-style-type: none">▼ 在京のマスコミからの取材(時間を選ばない電話取材)への対応。▼ 様々な情報が本部内で錯綜するため、マスコミの取材対応に負担がかかった。▼ 個人情報にかかわる協議は困難。

(出典) 各市への問合せ結果より作成

【新潟県中越沖地震】◀新潟県▶

- 新潟県は本部会議について、新潟県中越地震では公開としたが、中越沖地震では十分な情報共有と闊達な議論を行うため非公開とした。
- 開会前に報道機関による「頭撮り」のみ行うとともに、会議終了後、本部長が取材を受けた。会議資料は原則として公開とし、開会前に報道機関にも配布した。
- 新潟県は、公開の効果と問題点について、以下の通り整理している。
 - ✓ 迅速な情報発信や業務の透明性向上などの利点がある。
 - ✓ 一方、公開することにより、プライバシーや企業情報に関する議論がしにくくなるとともに、単なる報告の場に終わるという懸念もある。

(出典)新潟県「新潟県中越沖地震記録誌」P235より作成

情報提供手段

多様な情報提供手段の確保

■情報の受け手を想定した情報提供手段の整理

- 被災者が情報を得る手段は、時間経過に応じて変化する。
- 行政と被災者の**情報提供・取得手段におけるミスマッチを減らすため**、時間経過に応じて、避難所生活者、車利用者、要援護者、外国人、事業者等の情報の受け手の特性に応じた**適切かつきめ細やかな手段を多数確保しておく必要がある。**

《多様な情報提供手段》

-
- ・ エリアメール
 - ・ 障害者向け情報提供手段①②
 - ・ 外国人向け情報提供手段①
 - ・ 衛星携帯電話
 - ・ 市町村防災行政無線
 - ・ MCA陸上移動通信システム
 - ・ 地域コミュニティFM
 - ・ ホームページ
 - ・ 広報紙
 - ・ 外国人向け情報提供手段②
 - ・ 外国人向け情報提供手段③
- 等

情報の受容、情報への反応

①風評被害対策としての積極的な情報発信

➤風評被害が発生した後に**早期收拾を図ることは、復興に大きく寄与する。原因を調査し結果を公表するとともに、国・県・市町村、観光協会、報道機関などは広く連携し、イベント・キャンペーン等を積極的に展開する等、積極的な情報発信を行うことが求められる。**

【新潟県中越沖地震】

新潟県、柏崎市、刈羽村は、発電所全面海域の海水の放射能測定を始め、周辺の大気の放射性ヨウ素測定、さらには農水産物の放射能測定や県内の主要海水浴場の海水の放射能を測定し、すべてにおいて微量で健康へは全く問題ないとの結果を公表した。

新潟県報道資料

新潟県
平成19年7月21日
防災局原子力安全対策課

立入調査の結果、今回の放射性物質の放出量は極く微量で全く問題なく、健康への影響もないとの結論に達しました。

本日、新潟県、柏崎市、刈羽村は、柏崎刈羽原子力発電所からの放射能漏れを受け、県原子力発電所周辺環境監視評価会議の橋本哲夫委員(新潟大学名誉教授)、今泉洋委員(新潟大学工学部教授)に同行をお願いし、安全協定に基づく立入調査を行いました。

【調査した内容】6号機及び7号機の放射性物質の漏えい

- 県への報告及び公表している放射能の測定データを分析室で確認
- 6号機原子炉建屋の管理区域及び非管理区域内の現場を確認
- 7号機の主排気筒から放出された放射性ヨウ素及び粒子状放射性物質の捕集方法とその測定現場の確認
- その後の発電所での防護区域の設定など放射線の管理状況を確認

図 柏崎刈羽原子力発電所立入検査結果報告

(出典) 新潟県報道資料 (平成19年7月21日)

独自の放射能調査で 長岡の野菜と魚の安全性を再確認

市内で採れる農産物や魚を安心して食べてもらうために、市は、放射能の分析専門機関に独自に調査を依頼しました。

今回調査した品目は、枝豆(長岡)、ネギ(長岡)、ナス(小国)、アジ(寺泊)。調査の結果いずれからも放射性物質は検出されませんでした。

9月には、収穫した新米の分析を行い、安心・安全な長岡の農水産物をお届けします。

【岡】農政課 TEL

図 安全性のアピール

(出典) 長岡市市政たより (平成19年9月号)

情報の受容、情報への反応

② 正確な報道ができるような情報提供

■ 報道情報のモニタリングと報道機関への要請

➤ 報道情報を被災者及び市民が誤って解釈することのないよう、報道状況のモニタリング体制等が重要である。

【新潟県中越沖地震】

報道番組にて放映された、**中越沖地震に関する報道や有識者等のコメントをピックアップする「ニュースモニタリング」を実施し、災害対策本部内で共有した。**これにより、被災地で実際にどのような課題が発生しており、どのような支援が求められているのかなど、現地災害対策本部が収集した情報に報道で伝えられた内容を加味し、**被災者支援に向けた対応策の検討に役立てた。**

(出典) 新潟県 平成21年3月「新潟県中越沖地震記録誌」p243

表 ニュースモニタリングの一例

平成19年7月24日(火)【夕】

NHK	BSN	NST	TeNY	UX
17:00~【全国】 なし	16:00~【イブニング王国】 死者11人に ・泉田知事、総理と面会 知事「激甚の早期措置や原発の信頼回復措置要望」 総理「安全第一の観点から災害対策をしっかりと確保していく」 知事「ぶら下がり」実態に即した形で規則・制度の見直し、組織の見直し必要とお願した」 ・ライフライン復旧 水道54.2%→全面復旧今月末 ガス2.8%→かなりかきりそう	16:50【全国】 泉田知事「原発信頼性向上を」 ・緊急要望書を安倍総理に提出 ・復興基金への財政支援、激甚災害への迅速な対応、原発の耐震指針の強化などを要望 ・総理「しっかりと対応、スピード感をもって対処する」 ・甘利大臣「原発の信頼性向上に向け、第三者による検討委員会で調査検討する。県にも参加してもらい不安解消に努める」 ・周辺の高底調査が不十分という問題、立地調査の責任は基本的に事業者にあるが「国の確認する対応が不十分だと言われれば、そう思う」と県にも一定の責任と話す	16:50~【新潟一番】 知事が官邸に「激甚」指定を要望 原発耐震基準の見直しや国の危機管理体制強化も要望。首相「地元の意見を聞き早急に対応」 16:55~ 全国 ・夏休みでも片付けが… 須山「一日も早いライフラインの復旧が求められる」 ・市役所さん管理「備蓄薬」が期限切れ 2002年備蓄の解熱薬・消毒液・湿布など33種ほとんど期限切れ、昨日発注。アナ「薬を家に取りに行けなく困っていると聞く。備蓄薬の意味がないし残念」	17:54~【Jチャンネルにいがた】 【全国】 「バニッパ状態に…」蓮池さんプロが公開 ・非常勤勤務先の新潟産業大学の内モンゴル地区からの留学生ボランティアの活動紹介 ・菅総務大臣現地視察 ・水道復旧延期 (地方) 水道復旧大幅に遅れ ・児童クラブ再開 ・復旧率柏崎54.2%、刈羽3.1% 水道今月末まで目指す ・新たな避難勧告
17:10~【関東甲信越】 被災地の小学校夏休みも児童受入 柏崎市西山町の小学校が希望により児童を一時受入 初日20人程度	被災地の姿 支援・助け合い ・スポーツアカデミーでの赤ちゃん沐浴サービス ・弱者 鍼灸師「行動が自由に行かないので避難所には行かない」 老夫婦「足と耳が悪いので人に迷惑かかるので行かない」 アナ「支援受けたくてもまもらない人たちがいる」 ・皆さんの思いを書いてください。 被災住民「トイレが一番の悩み」	応急危険度判定 4割超が「危険」 【注意】 ・柏崎市、刈羽村、出雲崎町 3万4048棟のうち 危険4955棟 注意8943棟 柏崎小 児童クラブ再開	・原発被災で甘利経産相耐震審査の甘さ認める 東電が海底断層を発見したが、国は原発建設の許可を出していた。 18:18~ ローカル ・水道復旧大幅に遅れる 作業員「工事で火花が出るのでガス	11人目の犠牲者 救急車こなかった ・粉塵爆発による被災 ・同僚が車で搬送 ・消防車到着は1時間後 ・粉塵爆発と地震との因果関係を労働基準監督署などが調査へ 知事 政府に緊急要請 ・復興基金設立、手続き簡素化、激

(出典)

新潟県 平成21年3月

「新潟県中越沖地震記録誌」

p243

情報の受容、情報への反応

③混乱を防ぐための情報の一元化

新潟県中越沖地震や奄美大島の豪雨災害の際、**個人からの支援物資については辞退する旨をホームページ等で周知し、被災地内の混乱防止を図っている。**

【新潟県中越沖地震】

救援物資班では団体等からの大口物資の提供申込みに限って受付を行った。中越大震災時の教訓から個人の小口物資の提供申込みにについては辞退することを決め、17日には県ホームページ及び報道等により周知を図った。

(出典) 新潟県 平成21年3月「新潟県中越沖地震記録誌」p31

【鹿児島県奄美地方における大雨災害】

奄美市は、ホームページ上で個人からの救援物資の申し出を辞退する旨のアナウンスを行い、理解を求めた。

奄美市 Official Website

文字の大きさを変更 ▶ 縮小 標準 拡大

ホーム 奄美市の概要 行政情報 暮らしの情報 産業 観光・物産 スポーツ・レジャー 健康・福祉 教育・文化 公共施設 街づくり 防災情報

ホーム > 奄美市豪雨災害義援金について

■ 奄美市豪雨災害義援金について

● 奄美市豪雨災害義援金について

平成22年10月20日に発生した豪雨災害の被災者のみなさまに対する義援金のお申し出につきまして、下記のとおり口座を開設いたしましたので、お知らせします。
義援金の名称:「奄美市豪雨災害義援金」 実施主体:鹿児島県奄美市

●救援物資について
島内外の皆様から本市への支援物資の提供方法につきまして、多数のお問い合わせをいただいておりますが、自宅に戻れない避難者もまだ多く、現在、必要な物資の掌握・取りまとめをしております。このようなことから、個人の皆様による救援物資のお申し出については当面はご辞退いただいておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

図 奄美市HP掲載内容

(出典) 奄美市HP

5. 地震発生後の被災者の生活環境対策

避難所の確保対策

住民等による避難所の運営体制の確保

◆ 自主的に住民主体で避難所の開設、運営を行う体制の準備が進められている。

(住民主体による避難所運営訓練の例)

- ▶ 災害発生後、できるだけ早く避難所を開設・運営するため、地域住民や避難所（学校等）の関係者で避難所運営のための組織を結成し、自主的に開設・運営するための訓練が行われている。

文京区における避難所運営協議会の概要（地域防災計画における位置づけ）

● 避難所運営協議会の組織

1) 地域住民委員

- ① 区民防災組織役員 各組織から3人以内
- ② 民生・児童委員(学校担当)
- ③ 当該避難所を設置している学校のPTA役員 2人以内
- ④ 防災リーダー（※区民防災活動の中心的役割を担う者）

2) 学校委員

当該避難所を設置している学校の校長、副校長

● 避難所運営協議会の役割

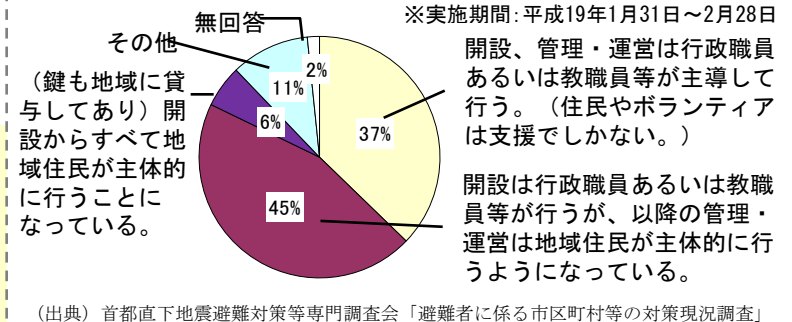
- ✓ 発災後、協議会及びあらかじめ直接避難所に参集指定されている職員には、避難所となる学校の開門方法等を周知しておくものとする。
- ✓ 協議会は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受け入れ体制(待機場所・避難スペース・仮設トイレ設置場所・ごみ収集場所等)を、あらかじめ協議検討し、整えておくものとする。

(文京区の避難所運営訓練における活動例)

- 無線機を使用した通信訓練や災害特設電話の設置、各班や避難所運営の中心となる運営本部との連絡調整（総務情報班）
- 避難所生活に必要な校内の安全点検や、避難者の割り振り、生活規律の作成、ござ・毛布の配布（避難者援護班）
- 非常食の炊き出しや配給、学校併設の備蓄倉庫内の物資の管理。（給食物資班）
- 応急救護所・医療救護所の設置、応急手当、仮設トイレの設置など（救護衛生班）

(参考)

- 1都3県及び茨城県南部の各市区町村では、避難所運営の一部または全部を住民が行う前提となっている。



(出典) 文京区HP

▶ コミュニティを主体とした避難所の運営体制の確保等が有効である。

避難所の確保対策

民間企業等による避難場所の確保

- ◆ 民間企業との連携等により、避難場所等が確保された。

(新潟県中越地震)

- ▶ ジャスコ小千谷店は、新潟県中越地震の際、静岡県の系列店が所有していた緊急避難用大型テント「バルーンシェルター」を駐車場に設置し、避難所として提供した。
- ▶ イオングループは平成22年2月28日現在、1,099の店舗・事業所が地方公共団体と防災協定を結び、災害時の救援物資の供給、避難場所として駐車場の提供、防災訓練の共同実施など、地域の防災活動に協力している。地震などの際の被災者の避難スペースとして利用できるバルーンシェルターを、全国のショッピングセンターを中心に28カ所に配備している。

新潟県中越地震におけるバルーンシェルター

(出典) イオンHP



(三菱総合研究所撮影)

(有珠山噴火)

- ▶ 倒産し、使われていなかったホテルの社員寮を、避難所として利用した。

(出典) 内閣府「有珠山噴火災害教訓情報資料集」3-3、P66

⇒ 民間の施設について、避難可能な空間か、平常時から確認しておくこと、災害時に有効である。

物資の提供、管理対策

物資等の緊急的な確保

- ◆ 民間企業、関係省庁及び自治体が、地震発生直後から大量の食糧を被災地に送り届けた。

(新潟県中越地震)

平成16年10月24日 内閣府(防災担当)

新潟県内の被災地に対する食糧支援について

(中略)

- 2) 非常災害対策本部は、被災地への食糧支援に関し、
 - ・農林水産省の災害対策用乾パン・乾燥米飯のうち、24日中に、9万2千食を、自衛隊航空機により、松島、入間、小牧基地より新潟空港を経由して、妙見堰(越路町内)まで運ぶ。
 - ・自衛隊の保有食糧(缶詰、レトルト)のうち、2万5千食を24日中、1万5千食を25日朝までに、さらに25日以降、20万食を新潟空港等まで運ぶ。
 - ・これらの食糧は、新潟県の災害対策本部を通じて被災者に提供される。

3. 民間および地方公共団体による食糧支援

現在のところ、流通業界ではイオンが「おにぎり」21万個(うち本日中に9千個、25日中に12万個)、パン工業会では山崎製パンが「パン」4万個、フジパンが「パン」3万個(ともに明日中)を被災地に提供しているのははじめ、イトーヨーカ堂・セブンイレブン、ダイエー、サークルK、ローソンなどが具体的な支援を実施している。また、新潟県と災害時の相互応援協定を締結している群馬県は、24日中に川西町及び中里町に対して37,600食を提供している。その他の都道府県も25日以降要請に応じて提供する用意があるとの意向を示している。これらの活動に対しては政府としても、緊急輸送路上の通行や航空機による輸送などの便宜を図ることとする。

表 非常災害対策本部による提供数(H16年10月24日～25日)

農林水産省の災害対策用乾パン・乾燥米飯	92,000	24日
自衛隊の保有食料(缶詰、レトルト)	25,000	24日
	15,000	～25日朝
	200,000	25日

表 民間および地方公共団体による食糧支援(H16年10月24日～25日)

イオン	おにぎり	210,000	24～25日
山崎製パン	パン	40,000	25日中
フジパン	パン	30,000	25日中
群馬県		37,600	24日中

(出典) 内閣府「新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」P122

→ 継続的な食糧確保のためには、民間企業の協力が不可欠である。

物資の提供、管理対策

協定の有効活用

- ◆ 事前に、自治体同士及び自治体と民間企業とが応援協定を締結し、水・食糧や物資等の調達が図られた。

(新潟県中越地震；長岡市)

- 協定による富山県高岡市、福島県会津若松市を皮切りに、新潟県、新潟市の調整を得て、多数の地方公共団体の支援を得ることができた。最初の応援要請は、当日の深夜に会津若松市警備室、高岡市防災担当補佐へ給水車の派遣を要請したものである。
- 10月24日午前0時40分頃、給水車の派遣を要請する連絡が長岡市から高岡市にあり、午前3時半頃に最初の給水車が出発した。高岡市は、その後も長岡市の要請に応じて、物資運搬チームや医療チームなど延べ240人を派遣した。

(出典) 長岡市「災害の検証」P124

(岩手・宮城内陸地震；宮城県)

- 県では、被災地から食料等の供給要請があることを想定し、「災害時における物資の調達等に関する協定」を締結しているコンビニエンスストア3社に対して要請があった場合の対応を事前に依頼した。その後、栗原市からの要請に応じて、各コンビニエンスストアと調整を図りながら供給した。

表 コンビニからの提供総数(H20/6/10～6/23)

おにぎり	21,213
カップ麺	540
パン	480

- 宮城県は、6月16日に宮城県生活協同組合連合会（県生協連）との間で確保できる物資の品目、数量、対応可能時間及び輸送方法などを打ち合わせ、栗原市から供給要請を受けた後、速やかに県生協連に対して「災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定」に基づき栗原市に届けるよう要請した。物資の確保と搬送の調整は県生協連が行い、6月17日から27日にかけて栗原市役所に昼食、夕食の弁当(1,440個)を配送した。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」P76

➡ 事前の協定締結により、地震発生後、直ちに調整を開始する体制が求められる。

物資の提供、管理対策

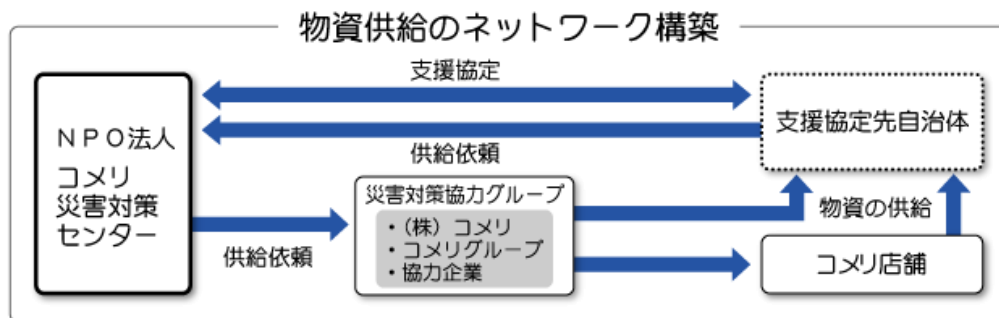
物資確保ネットワークの活用

◆ 民間企業が、災害対応を行うNPO法人を設立、企業同士で協力体制を構築して自治体へ物資を供給するネットワークを構築し、地震災害後にきめ細かな物資の支援を行った。

▶ 住関連用品を主に扱うホームセンター企業が、「NPO法人コメリ災害センター」を設立した。

収益を目的とする民間企業ではなく、非営利のNPO法人の方が社会的にも理解を得やすい。結果的に、平常時の活動（自治体との協定等）が企業の活動と分離でき、独立して活動しやすくなっている。

（ヒアリングより）



※物資供給にかかわる費用はセンターから協定に基づき請求する。
（出典）コメリHP

表 コメリによる地震災害時の供給例

新潟県中越沖地震	トイレ用ゴムサンダル、折りたたみ台車、コック付水缶、キッチンタオル、ビニール手袋(炊事用)、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ペットボトル水、おむつ、アルコール消毒液(手洗い用)、シャンプー/リンス、ボディソープ、タオル、電気ポット、延長コード、携帯電話用充電器、冷却シート、ねずみとり、ゴキブリ駆除用品、ハエ取り、蚊取り線香、子供用プール(空気で膨らますタイプ)、ペーパータオル、手回し発電ラジオライト、トイレの消臭剤、折りたたみベッド、ブルーシート
岩手・宮城内陸地震* (応急用)	コンパネ、鉄筋、赤色スプレー、梱包用ビニールひも、バケツ、ブルーシート、梯子、一輪車、番線、ビニールロープ、防塵マスク、角材、脚立、バール、地下足袋、台車、セーフティコーン、ジョウロ
(被災者支援用)	脱衣カゴ、脱衣カゴ収納棚、よしず、お風呂スノコ、ゴミ袋、すのこ(パレット)、雑巾、ノート、鉛筆、レジャーシート、ガムテープ、ポリプロピレンロープ、食器用洗剤、消毒液、キッチンタオル、スポンジ、たわし、エンボス(凹凸つき)手袋、ラップ、割り箸、ブルーシート、竹ぼうき、ラミネートフィルム、ロープ、風呂イス、踏み台、水拭きモップ、水切りバケツ、ちりとり、入浴剤、温度計、金だわし、消臭剤、デッキブラシ、ハエ捕りリボン、シェービングクリーム

(*) 岩手・宮城内陸地震では、地震発生直後は捜索活動や建物内への浸水防止の資機材が、一週間後からは被災者支援のための日用品、消耗品の要請があった。

（出典）コメリHP

民間のネットワークを活用したきめ細かい支援物資の供給が有効である。

物資の提供、管理対策

物流業者による支援

- ◆ 大量の支援物資を効率的に管理、配分するために、民間物流業者等による支援、物流体制の構築や、受入れ物資の管理の工夫が行われた。

(新潟県中越地震)

- 北陸信越運輸局及びトラック協会が、新潟県に「緊急物資の円滑な輸送体制の確立について」申し入れを行った。その後、新潟県倉庫協会にも協力を依頼し、新潟県に輸送される支援物資の配送体制を構築した。

(出典) 内閣府「新潟県中越地震における防災関係機関の活動状況報告書」P93 (右図も)

(新潟県中越沖地震)

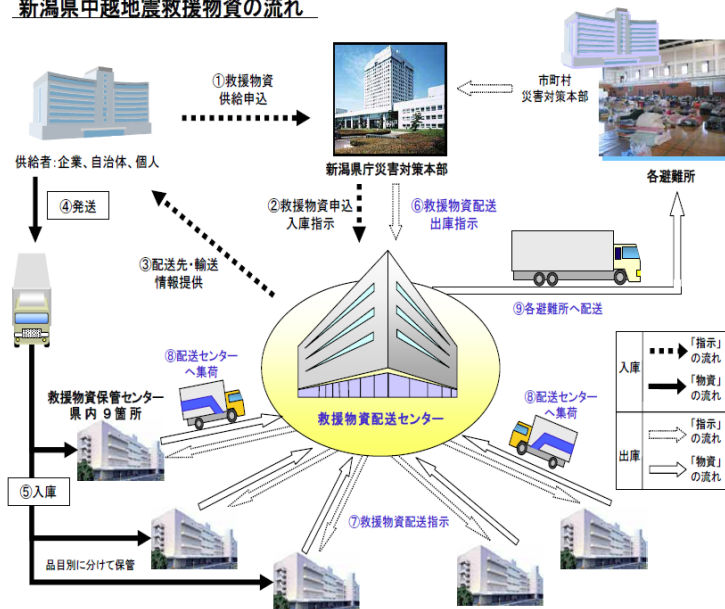
- 新潟県では、中越沖地震の発生前より、新潟県トラック協会との協定を締結していた。締結内容には、災害発生時に、物流専門家をアドバイザーとして被災地に派遣することが含まれていた。この協定にもとづき、県は柏崎市役所に物流専門家を派遣した。

- 派遣された物流専門家の調査結果を踏まえ、県と柏崎市が調整の上、救援物資の輸配送・保管を統括する組織の構築が望ましいと判断し、「柏崎市救援物資等配送センター」を設置した(平成19年7月20日～8月31日)。

(柏崎市救援物資等配送センターの業務)

- ・ 物流専門家などが常在し、各避難所への食糧及び生活必需品等の救援物資に係る情報を集約
- ・ 物資を荷受・集積した倉庫の在庫管理、避難所への物資の仕分け・配送の業務管理

新潟県中越地震救援物資の流れ



(出典) 三井住友海上、宇田川真之(人と防災未来センター)「救援物資の調達・輸配送の効率化に向けた調査検討」より作成

物流関係事業者や関係団体と事前に調整を行い、一連の物資管理作業を任せ
る方法等について事前に対応を進めておくことが有効である。

物資の提供、管理対策

物流業者との協定による物資管理システムの導入

- ◆ 民間物流業者との協定により、不要な物資の受取りを制限するほか、物資の集配管理を物流業者が担当するシステムが構築されている。

(北九州市)

- 北九州市では、市内の関係局から構成される横断的な組織に、民間の宅配便事業者を加えた「緊急物資対策チーム」が「災害時緊急物資集配センター」を運営し、緊急物資の受入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送までを一元管理する計画としている。

(北九州市におけるその他の物資調達関連の協定内容)

- 市が必要な物資のリストを業者側に送り、古着や生鮮食品は業者側の窓口で受取りを遠慮してもらう。
- 集配センターに、物流業者が荷捌き担当者や機材（フォークリフト等）を派遣、貸し付けて、検品や仕分け、避難所への配送を行う。

- 北九州市では、市内の6施設を事前に集配センターの候補として選定、各施設の利用計画の立案、図面等も作成し、荷受作業を行なう市民ボランティア、作業を統括する物流業者、行政機関が協力した訓練を実施している。



(出典) 三井住友海上、宇田川真之 (人と防災未来センター) 「救援物資の調達・輸配送の効率化に向けた調査検討」

緊急物資対策チーム編成表

担当	担当部・班	分担業務
運営担当	総務市民部 (総務市民総務班)	・チーム運営の統括・指揮 ・人員配置 ・各担当との連絡調整
施設・搬路担当	建設部 (道路班) 建築都市部 (都市計画班) 港湾空港部 (港湾総務班、港湾班、港湾営業班)	・道路、施設の被害状況や、規制状況等の把握 ・物資輸送ルートの確保・選定
物資管理担当	保健福祉部 (保健福祉総務班) 区対策部 (民生班) 産業経済部 (農林水産班) 財政部 (契約班)	・避難所毎の必要物資の把握 ・物資の調達・管理 ・在庫物資の数量管理 (品目毎)
荷捌き担当	<u>宅配事業者 (民間物流企業)</u> 協力部、ボランティア 統括班 荷卸班 仕分け班 物資分配班 積み込み班 配送管理班 車両誘導班 協力班	・荷捌き業務の統括 ・輸送車両からの荷卸、検品 ・品目毎に仕分け、数量管理 ・避難所毎に物資を分配 ・輸送車両への物資の積み込み ・輸送車両の配置等、配送管理 ・輸送車両の誘導 ・荷捌きの実作業
輸送担当	<u>宅配事業者 (民間物流企業)</u> 、 <u>トラック協会、自衛隊等</u>	・トラックによる物資の輸送

(出典) 北九州市HP

物流関係事業者や関係団体との協定により、大量の物資の受け入れを制限し、物資を一元管理する方法が有効と考えられる。

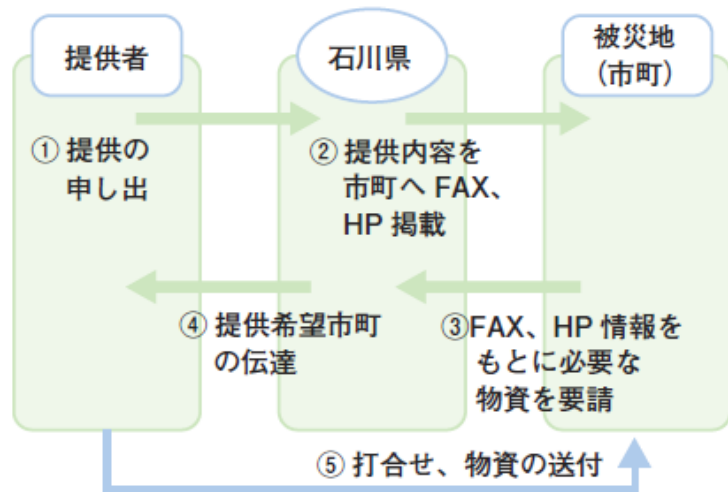
物資の提供、管理対策

救援物資の申し出に対し、必要な物資だけを受入れる管理体制

- ◆ 救援物資の申し出に対して、受入れ窓口を県等に一本化し、必要とされる支援内容とのマッチングを図りながら、必要なモノだけが被災地に送られるような体制を構築した。

(能登半島地震)

- 石川県では、インターネットやFAXを活用し、受付窓口を一元化した。県が被災地と物資提供元との調整を行い、効果的な物資提供を支援した。



(出典) 石川県「能登半島地震記録誌」P139

(岩手・宮城内陸地震)

- 宮城県では、事業者等からの提供の申し出があった食品の内容及び数量をリスト化して栗原市に提示し、市から要請があった内容について、提供者に対し、直接、栗原市へ提供するよう依頼した。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」P77

平成19年(2007年)能登半島地震
救援物資申出一覧

今回23日19時現在 延べ464件(うち対応済 138件)

3月25日(日)～4月23日(月) 19時現在

受付日時	提供者(※敬称略)	内容	種類	対応	備考
75/3/27	日本腸器製薬(株)	マシチゲンアイ内服液(3種類)ビタミンB1を主薬とした栄養剤)万本単位で提供可	医薬品	市町へFAX済み	
143/3/28	匿名	紙マスク1,000枚程度	医薬品	市町へFAX済み	
150/3/28	日野製薬(株)	胃腸薬(560粒)×120本	医薬品	市町へFAX済み	
348/4/4	(株)スパイラルの田中	スパイラルバランスサポーター足先タイプ500個(M、L同数)(エコミー座巻群に効果あり)	医薬品	市町へFAX済み	
389/4/6	(有)ブックサポート	消毒消毒液(10L入)4個専用スプレー12本	医薬品	市町へFAX済み	
11/3/26	匿名	衣類(男女)保存食(米)	衣料品	市町へFAX済み	
25/3/26	匿名	ハーフコート、防寒着(クレーニング済)	衣料品	市町へFAX済み	
47/3/26	シャルレ代理店(株)ルスール(東京都)	シャツ、肌着、靴下等の下着類	衣料品	市町へFAX済み	
95/3/27	今西	毛糸の靴下(大人用)10足、マフラー10枚、ショール5枚	衣料品	市町へFAX済み	
100/3/27	やまもと	衣類20着ほど	衣料品	市町へFAX済み	
102/3/27	匿名	男性用下着(L又はLL)長袖シャツ15枚、半袖シャツ2枚、ランニング2枚、ブリーフ	衣料品	市町へFAX済み	
111/3/28	匿名	こどものおむつ こどものおもちゃ 肌着、衣類その他	衣料品	市町へFAX済み	

石川県のHP上における救援物資申出状況

(出典) (財)消防科学総合センター「地域防災データ総覧 能登半島地震・新潟県中越沖地震編」P122

➡ 県が被災地と物資の供給先の間を調整し、必要な物資のみ供給を行う方策も有効と考えられる。

生活環境対策

応急的なトイレ確保

- ◆ 被災市町村は仮設トイレの支援を県等に対して要請した。また、応急的な措置として、携帯トイレ等の確保、配布の措置を行った。

(新潟県中越地震)

- 新潟県は、仮設トイレを斡旋する旨を市町村に通知すると共に、仮設トイレを確保し、市町村の要請を受け、レンタルによる措置を実施した。市町村の要請から遅くとも2日後には仮設トイレは設置され、概ね（地震発生後6日目の）28日には延べ848棟の設置が完了した。

(出典) 新潟県「中越大震災（前編）」P225

- 新潟県は、10月24日が日曜日であったために同日中の仮設トイレの設置が出来なかった小千谷市内の避難所に、新潟市が提供した携帯用使い捨てトイレ20,000個を24日中に配布した。また、新潟県は上下水道復旧までの自宅用として、29日に全国の都道府県に対して無償提供を呼びかけ、延べ201,900個の斡旋を行った。

(出典) 新潟県「中越大震災（前編）」P225より作成

- 国土交通省北陸地方整備局は、関係団体である建設業協会、日本道路建設協会、日本土木工業協会、PC協会等に工事現場用の仮設トイレの無償提供を要請し、地元の建設業者らは仮設トイレを被災各地域の避難所に搬送した。

(出典) 山下亨「トイレって大事！」近代消防社P17より作成

【緊急的なトイレ確保の例】

阪神・淡路大震災では、一部の学校で、校内のトイレを川やプールの水で流しながら使っていた。地震直後、水を用意せず流さずに溜まるままだったトイレは、教職員が1日3~4回、ビニール袋で処理していた。

(出典) 震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会「震災時のトイレ対策」

災害発生直後は、仮設トイレが確保できるまでの応急的な対応として、携帯トイレの使用が考えられるため、使用場所としてのトイレを確保する。水が流れないトイレを使用禁止にする、学校のプール水等を汲み出して流す等の対応が考えられる。

大量の仮設トイレの確保や、緊急的なトイレの使用についてのルールを確立しておくことが必要である。

生活環境対策

入浴できる施設の確保

- ◆ 避難所周辺の**入浴施設(銭湯等)**や、**ホテル、旅館等の入浴設備の利用、自衛隊等による入浴設備の提供により確保された。**

(新潟県中越地震)

- いち早くある温泉旅館組合から温泉の湯を持って総合体育館に来ていただいたり、民間企業からも仮設風呂の提供を頂き、大勢の市民が利用させてもらいました。自衛隊の仮設風呂は行列ができ、昔の銭湯のような雰囲気があり大人気でした。市内には最大4か所の仮設風呂と仮設シャワー施設が設置されました。

(出典) 関広一「自治体の叫び」ぎょうせい、P35

(能登半島地震)

- 石川県知事が陸上自衛隊に派遣要請を行い、輪島市門前町(道下地区)にて、陸上自衛隊が3月28日~4月7日の間、入浴施設を設置した。利用者数は約2,000人(平均約200人/日)であった。

(出典) 石川県「能登半島地震記録誌」P60

■ 公衆浴場と災害時における施設使用協定(宮城県大崎市)

宮城県大崎市は平成20年1月15日、鳴子、東鳴子、中山平、川渡、鬼首の5つの温泉旅館組合、10カ所の公衆浴場と災害時における施設使用協定を結んだ。同市は地震などの災害が起きたときに被災者に旅館と公衆浴場の風呂を無料開放し、避難所生活が困難な高齢者や障害者に旅館を避難所として提供する。(中略)公衆浴場を臨時的な入浴施設として使用する期間は原則として3週間とする。入浴費用は被災から1週間は施設側が全額負担し、8日目以降は市と施設が折半する。



(出典) 石川県「能登半島地震記録誌」P60

【応急時の入浴に関する方針例】

特に衛生面で注意が必要な妊産婦、乳幼児の整容を図るため、これらの人々を優先的に入浴させることが考えられる。なお、風呂が確保できない段階においては、体を拭く等の対応が必要であるため、そのための個室等のスペースを確保することが必要である。

➡ 入浴の要望に対応できる施設のリストアップ、協定の締結等が求められる。

生活環境対策

避難者の要望への対応

◆ 避難所実態調査の結果を受け、食事やトイレ、入浴の対策が取られた。

➤ 避難所実態調査の結果を受け、被災地内外の協力を得て対応がとられている。

【第1回調査】 平成16年11月3日

・ 20市町村342の避難所で実施 ・ 県職員126人が分担して訪問 ・ 避難所責任者、高齢者、乳幼児の母親等の避難者から聞き取り調査

【新潟県中越地震の避難所実態調査を受けた対応】

（1）食事（自衛隊の炊き出し以外）

- ・ 地元の弁当業者グループにより温かい弁当を提供
- ・ 避難所のニーズを毎日の配食時に聞き取り、副食となる缶詰や避難所で温かく出せるもの（インスタントみそ汁、レトルト食品等）を配給、地元鮮魚商組合から全避難所へ弁当を配給。
- ・ 缶詰や果物について、1日1回は避難所に送る。夕食を弁当に、昼に各避難所でみそ汁を出す。

（2）トイレ

- ・ 自宅付近への仮設トイレの設置要望には、市町村と連携しながら、自宅トイレで使用できる携帯トイレで対応することとし、必要数を随時送付。
- ・ 高齢者や要介護者の利便性向上のため、洋式トイレがない避難所に洋式のポータブルトイレを配置。
- ・ 県内外の応援を得て、必要な市町村にバキューム車を配備し、定期的なくみ取りを実施。

（3）風呂

- ・ 入浴可能な場所の情報、無料送迎サービスや比較的空いている時間帯の情報を提供。
- ・ 高齢者等については、介護施設の入浴サービスや民間ボランティア入浴車の配置を手配。また、介助のニーズについては市町村でボランティア等を手配。
- ・ 自衛隊の移動入浴セットを設置。

（4）更衣室、授乳室

- ・ 自衛隊テントの貸し出しにより設営
- ・ 避難者数の減少により空いた部屋を更衣室に転用

（出典）新潟県中越地震災害対策本部「避難所実態調査（11.3）後の対策について」平成16年11月9日

生活環境対策

間仕切りの確保

◆ 避難所のプライバシー確保のため、間仕切りの設置が行われた。

(福岡県西方沖を震源とする地震)

➤ 避難所の間仕切り（高さ40cm）を班ごとに配布した。

➤ 幅のある通路を確保した。

(新潟県中越沖地震)

➤ パーティションを利用した更衣室等が設置された。

(出典) 静岡県防災局防災情報室編「避難所アメニティの向上に係る検討会（報告書）」平成20年4月

九電記念体育館



(出典) 福岡県「福岡県西方沖地震記録誌」

柏崎市 松浜中学校



(出典) ピースウィンズジャパンHP

【間仕切りの設置の考え方】

- ・ 人目を気にせずに着替えや授乳をすることができる個室を確保する。
- ・ 個室を確保することができない場合には、周囲からの視線を遮ることのできる高さの間仕切り等で隔離した空間を確保する。
- ・ 教室を授乳室や更衣室、要援護者とその家族に割り当てる等の配慮が必要である。
- ・ 間仕切りは居住スペースの仕切りとして利用するほか、高さの高いタイプのものは、着替えや授乳用ブース、トイレブースとして利用することから、大小サイズの間仕切りをある程度備蓄しておくことが望ましい。
- ・ 地域のつながりの強い地区では、間仕切りが不要となることもある。また、施設内の通気性を考慮し、間仕切りを使用しないこともある。避難所にいる避難者のニーズ等を把握し、実態に即した避難所運営が望まれる。

(出典) 静岡県防災局防災情報室編「避難所アメニティの向上に係る検討会（報告書）」平成20年4月

➡ 着替え等、最低限のプライバシーを確保しながら、避難者の要望に応じて間仕切りを設置する等、スペースを区分することが求められる。

特別な配慮が必要な人のための対策

避難所等での健康管理対策

- ◆ 避難所等での感染症発生を防ぐため、地震発生後直ちに注意喚起が図られた。
- ◆ 被災者の健康管理を行うために、様々な機関から医療の専門家が派遣され、避難者の診断等を行った。

(新潟県中越沖地震)

- ▶ 新潟県は、地震発生後2日後までに注意喚起のチラシ22,000部及び大型ポスター(A1版)600部を作成し、柏崎市及び刈羽村の避難所を中心に配布した。 (出典) 新潟県「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」P125

(能登半島地震)

- ▶ 石川県は、地震発生後、医療の専門家からなる健康管理チームを避難所に常駐させ、避難住民の健康チェック、健康相談、感染症予防対策、エコノミークラス症候群予防対策、生活不活発病予防対策など、24時間体制で避難住民の健康管理活動を実施した。

健康管理チームの派遣状況

派遣期間	チーム数、従事者数	派遣元
3月25日 ～ 4月29日	延べ 518チーム、1,036人 (当初11チーム、 最大27チーム)	【県内】 石川県保健福祉センター、各市町村、石川県看護大学、総合看護専門学校、金沢大学、社団法人石川県看護協会、財団法人石川県成人病予防センター 【県外】 新潟県、富山県、福井県、新潟市、社団法人富山県看護協会、社団法人福井県看護協会

(出典) 石川県「能登半島地震記録誌」P98より作成

新潟県中越沖地震時の配布チラシ

住民のみなさまへ

慣れない環境の中で病気（特に食中毒、ノロウイルス感染症など）にならないよう、十分に気を付けましょう。

○ 手洗い・うがい

- ・ 流水（ペットボトルのお茶等でもよいです）で石けんを使って、手洗いをしっかり行いましょう。

食事をする前
トイレの後
外から帰った後

- ・ 不可能であればおしぼり等を使用しましょう。
- ・ うがいをしっかり行いましょう。

○ たべもの

- ・ 鮮度や期限に注意しましょう。停電した冷蔵庫に入っていた要冷蔵食品は食べないようにしましょう。
- ・ 前日の食べ残しや期限の切れた食品は捨てましょう。
- ・ 臭いなどの異常がないか確認して食べましょう。

○ エコノミークラス症候群

- ・ 車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、脳卒中や心臓発作などを誘発する恐れがあります。できるだけ体を動かし、十分に水分を取りましょう。

◎ 具合の悪い時は早めにご相談下さい。

(出典) 新潟県「新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況」P127

⇒ 集団生活での健康管理が重要であることから、注意喚起や医療の専門家チームによる診断等を行うことが望ましい。

特別な配慮が必要な人のための対策

福祉施設等、配慮が必要な人の緊急受入れ先の確保

- ◆ 配慮が必要な人を受入れるために、社会福祉施設への緊急入所の措置が実施されるとともに学校等に福祉避難所が設置された。

(能登半島地震)

- 厚生労働省は、避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を石川県及び金沢市に通知した。また、避難生活が必要となっている在宅の高齢者、障害者等の要援護者に対して、福祉施設における定員を超えての受入、空きスペースなどを福祉避難所として提供することなど、緊急的な措置への対応を全国社会福祉協議会を通じ石川県内の社会福祉法人に依頼した。

(新潟県中越沖地震)

(出典) 厚生労働省「平成19年(2007年)能登半島地震による被害状況及び対応について(第11報)」

- 柏崎市において、社会福祉施設や学校等を活用した福祉避難所が開設され、高齢者等利用者の負担軽減のための簡易ベッド等の使用や、関係福祉団体による介護職員等の専門職員の派遣が行われた。

(出典) 厚生労働省より

- 地震発生翌日の17日という、極めて早い段階で刈羽村デイサービスセンター「きらら」に福祉避難所が設置された。結果的に最大9箇所の福祉避難所が設置され、延べ46日間、2,355人が利用した。

福祉避難所として利用した場所(柏崎市及び刈羽村)

柏崎小学校	空き教室を利用したコミュニティホームの部屋、音楽室
柏崎高校	セミナーハウス
特養、デイサービスセンター	空きスペース

(出典) 日本赤十字社「平成19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録」P53



(福祉避難所の例)

(出典) 静岡県HP 防災局厚生部資料「平成19年新潟県中越沖地震」被災地調査の実施(結果)」

⇒ 様々な機関の協力により、事前に福祉避難所として利用可能な空間や、資機材等を確保することが望まれる。

特別な配慮が必要な人のための対策

協定による受入れ施設等の確保

◆ 旅館やホテル等の協力を得るため、事前に業界団体との協定等が締結されている。

(徳島県「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」)

▶ 災害救助法の適用を受ける大規模災害において、体育館などの避難所での避難生活が困難な高齢者・障害者等の災害時要援護者が、少しでも安全に、また安心して避難生活を送ることができるよう、宿泊施設等を避難所として提供してもらうための協定が締結されている。

(協定締結先)

- ・ 徳島県旅館業生活衛生同業組合 (会員数 100施設)
- ・ 社団法人日本観光旅館連盟徳島県支部 (会員数 37施設)

■ 県内旅館業界との協定(徳島県)

南海地震などの大規模災害時を想定した措置。災害救助法の適用を受ける大災害時に、体育館など避難所での生活が困難な高齢者(65歳以上)や障害者と付添人、乳幼児とその家族、助産婦らが少しでも安全に、また安心して生活ができるよう、旅館・ホテルに空き部屋を提供してもらうのが狙い。

県によると、両団体の加盟施設数は計100。施設自体が被害を受けておらず、また宿泊客もいないと想定すると「最大6400人が収容可能(同)」という。宿泊施設を利用できる期間は、災害発生時から仮設住宅ができるまでを見込んでいる。施設では宿泊や入浴、食事が提供されるが、費用は国や県が負担し、被災者は原則、無料となる。

(出典) 週刊観光経済新聞HP

(参考)

新潟県中越地震では、65歳以上の高齢者、障害者向けに、ホテル・旅館の空き室を避難所として設置した。利用が最も多かった平成16年11月においても、延べ8,176人(1日平均270人)の利用にとどまった。

(出典) 新潟県「中越大震災」P118、内閣府「新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」P106より作成

事前の協定等により、地震発生時の受入れ先として、民間施設を含めた確保対策を進めておくことが望まれる。

特別な配慮が必要な人のための対策

こころのケア

- ◆ 地方自治体や大学病院の医師、民間関係団体との連携により、こころのケア対策が実施された。

(新潟県中越地震)

- ▶ 7.13水害を機に策定された「災害時におけるこころのケア対策会議実施要項」に基づき、県、被災市町村、新潟大学、民間関係団体（県精神科病院協会、県臨床心理士会）等で構成される「心のケア対策会議」が設置され、以下の対策を実施した。

こころのケアホットライン : 休日・夜間も受け付ける電話相談を実施
実施団体 : 県精神保健福祉センター、県臨床心理士会、児童相談所
相談件数 : 1,051件 (10月24日から1月31日の100日間)、内容 : 「不安」の訴え (256件)

こころのケアチームの派遣 : 都道府県等全国39機関・団体からの派遣応援を受け、述べ843チームで急性ストレス障害等へ対応
結果、急性ストレス障害とみられる不眠 (1,824件)、不安 (1,793件) などが認められた。

普及啓発 : 被災者や、ボランティア、開業医、行政職員等の支援者に対して、こころのケアの普及啓発のパンフレットを配布。
関係者の研修 : ケアチームの精神科医等が、保健師や教師などに、被災によるストレスとその対処法などの研修を実施

(出典) 新潟県「中越大震災」P118

(岩手・宮城内陸地震)

- ▶ 奥州市及び市社会福祉協議会は、県精神保健福祉センター等と連携し、県内保健所、日赤、県立大学等の医師、保健師及び看護師等の協力を得て、こころのケアが必要な避難住民、高齢者、障害者及び児童生徒に対し、カウンセリングや診療等を行った。

(出典) 財団法人消防科学総合センター 地域防災データ総覧「岩手・宮城内陸地震編」平成22年2月



図 被災者の心のケア (新潟県中越地震)

(出典) 十日町市「あしたへ」P52

➡ 関係団体が連携し、こころのケア対策を実施する体制が求められる。

特別な配慮が必要な人のための対策

様々なタイプの配慮の具体的内容

◆ 災害後の生活の中での「特別な配慮」を知っておく。

避難所等の生活の中での「特別な配慮」の具体的な内容を「特別な配慮が必要な人」との関係で把握しておくことが望まれる。その場で災害時実行可能な対策が工夫し易くなる。

配慮事項の避難所での例: 食事(食べる・飲む)

－特別な配慮の内容(例)－

- 特別な食事(治療用食事)
 - ・ 特別な治療食(先天性代謝疾患等)
 - ・ 食事療法用(高血圧(減塩食)、糖尿病食、腎臓病食、等)
- 食事形態
 - ・ ミルク(※哺乳瓶消毒)
 - ・ 授乳(※プライバシーに配慮した場所の確保)
 - ・ 離乳食
 - ・ 柔らかい食事、噛みきり易い食事
- 食事動作の介助
- 食事の環境: テーブル・椅子
- 十分な摂取
 - トイレ利用回数制限したくて、飲水量を制限
- 衛生面
 - ・ 個人による弁当、菓子等食品の保管
- 食事の入手
 - ・ 食事配布の知らせが届く
 - ・ 列をつくって待つ

－特別な配慮が必要な状態(例)－

- ← 病気のある人(食事療法中) [A-I]
- ← 新生児・乳児 [A-1]
- ← 摂食行為(かむ、のみこむ、等)に困難のある場合 [B-I-1、2]
※義歯使用者(義歯を持参できなかった場合)
- ← 食事動作に介助を受けている場合 [B-I-1]
- ← 食事動作が限定的自立の場合(限られた姿勢でのみ自立) [B-I-2]
- ← 脱水症予防 [A-III]
(※排泄行為に困難のある場合 [B-I-1、2])
- ← 食中毒予防 [A-III]
判断能力に困難のある場合 [B-II-2]
- ← コミュニケーションに困難のある場合 [B-II-1]
- ← 集団行動の遂行に困難がある場合 [B-II-3]

(出典) 大川弥生「災害医療の新たなターゲット: 「生活機能」の視点から」

避難生活における「特別な配慮」について防災担当者がよく理解し、被災者の対応を進めていくことが求められる。

特別な配慮が必要な人のための対策

様々なタイプの配慮の具体的内容

◆ 災害後の生活の中での「特別な配慮」を知っておく。

特別な配慮が必要な人－「健康状態」と「生活機能」の両面から

A. **健康状態**について配慮が必要な状態

I. 災害発生前から、健康状態上管理が必要な場合

- ・ 病気のある人
(生命維持に直結する機器<人工呼吸器、人工透析、在宅酸素療法等>が必要
薬物治療中
食事療法中
運動療法中等)
- ・ 妊婦
- ・ 新生児、乳児
- ・ 環境管理が必要な人
(頸髄損傷で体温調整が困難な人、アレルギー疾患・素因のある場合等) 等

II-1. 災害でケガをした場合

II-2. 災害を契機に新たな疾患が発生、顕在化する場合

- ・ アルコール依存症 等

III. 災害を契機とした疾患出現の「予防」が必要な場合

- ・ 生活不活発病のリスクが高い人
- ・ 高齢者(予備力が低下している) 等

B. **生活機能**面について配慮が必要な状態

I. 日常生活活動低下

1. 介護を受けている場合
2. 「限定的自立」の場合(自宅など日常の生活範囲でのみ自立)

II. 要素的活動低下

1. コミュニケーションに困難のある場合
(視覚障害、聴覚障害、失語症、知的障害、認知症、高次脳機能障害等)
2. 判断能力に困難のある場合
(知的障害、精神障害、認知症、高次脳機能障害等)
3. 集団行動の遂行に困難がある場合：パニックを生じる、騒ぐ、同じペースで行動できない等
(精神障害、発達障害、知的障害、認知症、高次脳機能障害等)
4. 移動に困難のある場合：歩行や立ちしゃがみ困難等
(足のまひ等)
5. 腕、手に不自由がある場合
6. 耐久性が低い場合
(呼吸器障害、心臓疾患、慢性疾患、体力低下等)

(出典) 大川弥生「災害時支援の新たなターゲットとしての生活機能」
(内閣府「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」第6回資料)

避難生活における「特別な配慮」について防災担当者がよく理解し、被災者の対応を進めていくことが求められる。

特別な配慮が必要な人のための対策

医療・福祉の専門職員による地域での生活支援

- ◆ 様々な医療・福祉関係の専門職員の団体等との連携により、要援護者が生活しやすい環境づくりを行った。

(能登半島地震)

- 石川県は、福祉避難所や避難所に対して、県理学療法士会、県作業療法士会及び県リハビリテーションセンター、県聴覚障害者協会や県視覚障害者協会等の専門職員の団体等を通じ、県内外から介護職員、手話通訳者等の専門職員の派遣を要請した。

派遣が必要な対応	要請先		実施された対応
医療救護、病院の看護支援	日赤石川県支部 国立病院機構金沢医療センター等 社団法人能登北部医師会、社団法人県医師会 社団法人歯科医師会 社団法人 県柔道整復師会、県鍼灸マッサージ師会、県鍼灸師会 社団法人県看護協会		医師、看護師の派遣
生活不活発病防止のためのリハビリ訓練指導職員の派遣要請	県医療ソーシャルワーカー協会 県リハビリテーションセンター(中心的に対応) →・県理学療法士会 ・県作業療法士会		生活不活発病実態把握 社会福祉施設、福祉避難所へのリハビリ専門職員を派遣
輪島市における要介護認定調査の支援	県介護支援専門員協会		介護支援専門員を派遣
避難所の高齢者に対して、夜間の見守りやトイレ介助、歩行介助などの介護サービス、食事のケア等サービスを提供	県老人福祉施設協議会 県老人保健施設協議会 県デイサービスセンター協議会 全国認知症グループホーム協会県支部 県介護福祉士会 県ホームヘルパー協議会 県成人病予防センター	財団法人県成人病予防センター 社団法人県看護協会 社団法人富山県看護協会 社団法人福井県看護協会 社団法人県栄養士会	介護職員の派遣、避難所における高齢者支援
聴覚障害者、視覚障害者の安否確認	社会福祉法人石川県聴覚障害者協会 社会福祉法人石川県視覚障害者協会 財団法人全日本ろうあ連盟 社団法人大阪聴力障害者協会		手話通訳者等の派遣
産後母子、被災妊産婦のケア	日本助産師会石川県支部		助産師等の派遣
被災者や被災児童の心のケア	日本精神科病院協会石川県支部等 石川県臨床心理士会		こころのケアチームの派遣 被災児童の心のケア(スクールカウンセラー等配置要項)

(大川委員提供資料、及び石川県「能登半島地震記録誌」より作成)

県の組織等が中心となって、被災者の要請に対応できる専門職員を確保する体制が求められる。

特別な配慮が必要な人のための対策

生活不活発病「予防」の周知及びチェック、具体的指導

◆ 生活不活発病のリスクに気付くためのチェックリスト、啓発用ポスター、チラシ（避難所用、在宅用）、具体的な指導内容についてのマニュアルが整備されている。

➤ 生活不活発病予防について、日常的に注意を促し、意識を高めることが求められる。

生活不活発病チェックリスト

下の①～⑥の項目について、
地震前（左側）と 現在（右側）のあてはまる状態に印をつけてください。

地震前	現在
① 屋外を歩くこと	
<input type="checkbox"/> 遠くへも1人で歩いていた	<input type="checkbox"/> 遠くへも1人で歩いている
<input type="checkbox"/> 近くなら1人で歩いていた	<input type="checkbox"/> 近くなら1人で歩いている
<input type="checkbox"/> 誰かと一緒に歩いていた	<input type="checkbox"/> 誰かと一緒に歩いている
<input type="checkbox"/> ほとんど外は歩いていなかった	<input type="checkbox"/> ほとんど外は歩いていない
<input type="checkbox"/> 外は歩けなかった	<input type="checkbox"/> 外は歩けない
② 自宅内を歩くこと	
<input type="checkbox"/> 何もつかまらずに歩いていた	<input type="checkbox"/> 何もつかまらずに歩いている
<input type="checkbox"/> 壁や家具を伝わって歩いていた	<input type="checkbox"/> 壁や家具を伝わって歩いている
<input type="checkbox"/> 誰かと一緒に歩いていた	<input type="checkbox"/> 誰かと一緒に歩いている
<input type="checkbox"/> 手などとして動いていた	<input type="checkbox"/> 手などとして動いている
<input type="checkbox"/> 自力では動き回れなかった	<input type="checkbox"/> 自力では動き回れない
③ 身の回りの行為（入浴、洗面、トイレ、食事など）	
<input type="checkbox"/> 外出時や旅行の時にも不自由はなかった	<input type="checkbox"/> 外出時や旅行の時にも不自由はない
<input type="checkbox"/> 自宅内では不自由はなかった	<input type="checkbox"/> 自宅内では不自由はない
<input type="checkbox"/> 不自由があるがなんとかしていた	<input type="checkbox"/> 不自由があるがなんとかしている
<input type="checkbox"/> 時々人の手を借りていた	<input type="checkbox"/> 時々人の手を借りている
<input type="checkbox"/> ほとんど助けをもらっていた	<input type="checkbox"/> ほとんど助けをもらっている
④ 車いすの使用	
<input type="checkbox"/> 使用していなかった	<input type="checkbox"/> 使用していない
<input type="checkbox"/> 時々使用していた	<input type="checkbox"/> 時々使用
<input type="checkbox"/> いつも使用していた	<input type="checkbox"/> いつも使用
⑤ 外出の回数	
<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日
<input type="checkbox"/> 週3回以上	<input type="checkbox"/> 週3回以上
<input type="checkbox"/> 週1回以上	<input type="checkbox"/> 週1回以上
<input type="checkbox"/> 月1回以上	<input type="checkbox"/> 月1回以上
<input type="checkbox"/> ほとんど外出していなかった	<input type="checkbox"/> ほとんど外出していない
⑥ 日中どのくらい体を動かしていますか	
<input type="checkbox"/> 外でもよく動いていた	<input type="checkbox"/> 外でもよく動いている
<input type="checkbox"/> 家の中ではよく動いていた	<input type="checkbox"/> 家の中ではよく動いている
<input type="checkbox"/> 座っていることが多かった	<input type="checkbox"/> 座っていることが多い
<input type="checkbox"/> 時々横になっていた	<input type="checkbox"/> 時々横になっている
<input type="checkbox"/> ほとんど横になっていた	<input type="checkbox"/> ほとんど横になっている

次のことはいかがですか？

⑦ 地震の前より、歩くことが難しくなりませんか？
 変わらない 難しくなった

⑧ ほかにも、難しくなったことはありますか？
 ない ある → 和式トイレをつかう 段差(高い場所)の上り下り 床からの立ち上がり
 その他(具体的に記入を：)

氏名 _____ (男・女、才) 月 日現在

➤ 防災担当者、ボランティア、被災者自身の理解を促進し、生活不活発病のリスクに気づけるためのチェックリスト、啓発用ポスターとチラシ（避難所用、在宅用）及び具体的な指導内容についてのマニュアルが整備されている。（避難所における生活不活発病を防ぐための予防のポイント）

- 毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう。（横になっているより、なるべく座りましょう）
- 動きやすいよう、身の回りを片付けておきましょう。
- 歩きにくくなくても、杖などで工夫をしましょう。（すぐに車いすを使うのではなく）
- 避難所でも楽しみや役割をもちましょう。（遠慮せずに、気分転換を兼ねて散歩や運動も）
- 「安静第一」「無理は禁物」と思いこまないで。（病気の時は、どの程度動いてよいか相談を）
- ※ 以上のことに、周囲の方も一緒に工夫を
- ※ 特に、高齢の方や持病のある方は十分気をつけて下さい。

（出典：大川弥生「生活機能低下予防マニュアル」平成16年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「新潟県中越地震を踏まえた保健医療における対応・体制に関する調査研究」、平成19年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「高齢被災者に対する生活機能低下（廃用症候群）予防等プログラムの実施及び評価等に関する標準手法に関する研究」）

（岩手・宮城内陸地震）

➤ 岩手・宮城内陸地震において、被災した高齢者の方々を対象として、生活不活発病の周知やチェックリストの配布等が実施されている。

（出典）宮城県HP 平成20年岩手・宮城内陸地震：保健福祉部関連情報資料「平成20年岩手・宮城内陸地震」による避難生活に伴う廃用症候群の発症の予防について

生活不活発病について、一般的に理解を深めることが重要である。

特別な配慮が必要な人のための対策

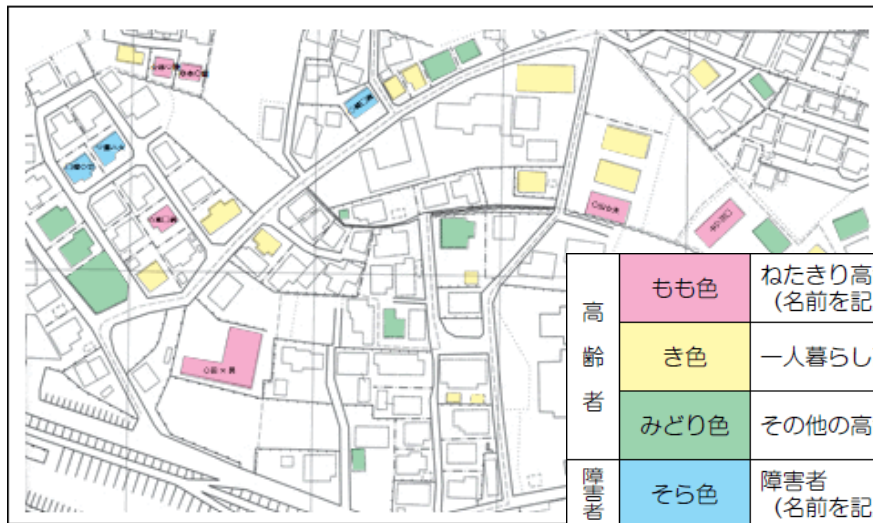
民生委員等、地元の人々による迅速な安否確認

- ◆ 事前に、地域における高齢者等の所在を把握するとともに、平常時からの顔なじみの関係が構築できていたため、迅速な安否確認を行うことができた。

(能登半島地震)

- 旧門前町では、高齢者（65歳以上）の割合が47%を超えていたが、住民の救助活動に当たっては、民生委員が予め作成していた「地域みまもりマップ」により、高齢者等の安否確認を迅速に行うことができた。
- 発災から数日後、保健師が特別な配慮を必要とする被災者を訪問する際や、他の地域から支援活動に訪れたボランティアの方々の道案内としても役だった。
- 平時から民生委員や福祉推進委員が日頃の見まわり活動を通じて、高齢者等の所在地が頭に入っていたこと、高齢者等と顔なじみになっていたことも、地域マップが発災直後の安否確認に有効に機能した要因と指摘されている。 地域見守りマップのイメージ

- ✓ 「地域みまもりマップ」は、寝たきりや一人暮らしの高齢者などの所在地を蛍光ペンで色分けして明らかにした地図であり、地震・台風・火災等の災害時における安否確認等や福祉サービスとしての見まわり活動の基盤として、阪神・淡路大震災後に、石川県が作成を推進していた。
- ✓ 個人情報保護の観点から多くの市町村で作成が中断されていたが、旧門前町では、民生委員等の判断により、毎年更新していた。



高齢者	もも色	ねたきり高齢者 (名前を記入)
	き色	一人暮らし高齢者
	みどり色	その他の高齢者
障害者	そら色	障害者 (名前を記入)

(出典) 内閣府「平成20年版 防災白書」

平常時から、地域コミュニティを高めておくことで、特別な配慮が必要な人の安否確認やその後の様々な対応に役立つ。

特別な配慮が必要な人のための対策

コミュニケーション能力に配慮した情報配信の工夫

- ◆ 避難所において、聴覚障害者等、コミュニケーションに配慮が必要な人にも情報を提供するための手段について、マスコミ等と連携して確保された。

(新潟県中越地震)

- 新潟県は、避難生活の長期化した避難所（12箇所）において、FM文字多重放送ラジオを貸し出した。

(出典) 新潟県「中越大震災」P126

- 全国FM放送協議会（JFN）は、FM文字多重放送の情報を表示する大型の電光掲示板を避難所（37か所）に無償設置した。通常ニュースのほか、FMにいたがたから、対策本部からのライフラインの復帰情報、交通情報等、避難生活を送る方々が必要とする細かな地域情報や、独自取材による情報を表示した。

(出典) 株式会社ジャパンエフエムネットワークHP



文字多重放送ラジオ（左）とFM文字多重放送掲示板（右）

(能登半島地震)

- 通常時はイベントや移動教室の情報を掲載する号外を、交通や水道、電気、ガス、医療、入浴といった生活情報に特化した内容で作成した。3台のプリンターを積んだ車両が被災地に入り、大阪本社で作成した記事を印刷した

(地震の翌日、1,400部を配布した)。途中からは現地の印刷会社も加わり、13日間で8,451部を発行した。

(出典) 朝日新聞社HP

地震発生後、様々な情報提供手段を通じて、生活に必要な情報を提供することが望まれる。

被災者の相談対応

自宅再建、復旧復興の相談

◆ 避難中、生活再建のために、行政が様々な分野の住民相談窓口等を設置した。

(能登半島地震)

➤ 輪島市では、生活資金の確保や税金等の減免、子どもの養育、医療・介護サービス、自宅再建・確保、中小企業等への支援に関する幅広い分野の相談窓口を設置した。

	内容	相談窓口
当面の生活資金の支援	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	災害援護資金	福祉課、総合支所健康福祉課
	母子寡婦福祉貸付金	福祉課
税金・保険料等の減免	市税等の減免	税務課、総合支所税務課
	国税の減免	輪島税務署
	県税の減免	奥能登総合事務所税務課
子どもの養育支援	児童扶養手当等の特別措置	子育て支援課
	保育所保育料の特別措置	
医療費・介護サービス等の減免	国保・老保の医療費の一部負担金の減免	保険課、総合支所健康福祉課
	介護サービス使用料の減免	保険課、総合支所健康福祉課
	障害福祉サービス等使用料	福祉課
住まいの確保・再建	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	災害復興住宅融資等に関する利子補給制度	取り扱い金融機関
住まいの補修	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
	住宅の応急修理制度	災害復興支援室
	母子寡婦の住宅資金	子育て支援課
	災害援護資金	福祉課、総合支所健康福祉課
賃貸住宅への移転	被災者生活再建支援制度	災害復興支援室
中小企業・自営業への支援	能登半島地震被災中小企業復興支援基金	商工業課
	能登半島地震に対応した融資制度	輪島商工会議所

(出典) 財団法人消防科学総合センター 地域防災データ総覧 能登半島地震・新潟県中越沖地震編 54p

➡ 被災者の状況に合わせた対応をアドバイスできる窓口対応が求められる。

被災者の相談対応

防犯対策の展開

- ◆ 避難中の場所などでの犯罪を防止するために、警察による注意喚起や相談窓口の設置等が行われた。また、住民が自警団等を結成して対応した例もあった。

(岩手・宮城内陸地震)

- 宮城県警察本部では、被災者の動揺に乗じた詐欺や悪徳商法の被害を防ぐための広報誌を作成した。そこに市職員を装って倒れた家や水道の無料点検を持ちかけて不必要な契約を結ばせるケースや老廃物の処分名目で金をだまし取るケースを掲載し、避難所への掲示や被災者宅を巡回する際に手渡して注意を呼び掛けた。
- 避難所となった「みちのく伝創館」(栗駒地区)及び「はなやましやくなげ花山石楠花センター」(花山地区)に警察相談所を設置し、常時警察官を配置して困りごと相談に応じるなど、被災者への支援活動を実施した。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」P80

(新潟県中越地震)

- 長岡市の高町団地1・2丁目では、震災直後から復興祭の会場でもあった町の中心部に人が集まってくることが多く、そのような集まりの中から留守住宅の夜回りをする自警団も生まれ、自警団解散後には町内復興を目指す「高町頑張ろう会」も生まれた。

(出典) 中越復興市民会議HP

被災者の生活相談と合わせ、犯罪にあわないための相談等が必要である。